

平成26年度第4回介護保険・障がい福祉専門部会 資料

平成27年1月30日

件 名	足立区第4期障がい福祉計画（案）について
所 管 部 課	福祉部 障がい福祉課、障害福祉センター 衛生部 こころとからだの健康づくり課
内 容	<p>第4期障がい福祉計画（案）（平成27年度～29年度）について、以下とおり報告する。</p> <p>1 概要</p> <p>（1）第4期障がい福祉計画の考え方</p> <p> 基本的な考え方</p> <p> 障がい者制度の変遷</p> <p> 障害者権利条約の締結と関連法案の整備</p> <p> 計画策定の方向</p> <p> 国の基本指針</p> <p> 東京都の基本理念</p> <p> 足立区の基本的な考え方</p> <p> 足立区の現状と課題</p> <p> 障害者手帳所持者の推移</p> <p> 医療的ケアが必要な障がい者（児）への対応</p> <p> 特別支援学校等卒業後の進路先の整備</p> <p> 障がい児支援体制の整備</p> <p>（2）障がい福祉サービスの事業計画</p> <p>（3）地域生活支援事業の事業計画</p> <p>（4）その他の事業計画</p> <p> 詳細は、別添「足立区第4期障がい福祉計画（案）平成27～29年度」を参照。</p> <p>2 今後の予定</p> <p>（1）平成27年1月5日から平成27年2月3日までパブリックコメントを実施</p> <p>（2）平成26年度第4回地域保健福祉推進協議会にて本案を審議</p> <p>（3）「足立区第4期障がい福祉計画」を区ホームページに掲載</p>

足立区
第4期障がい福祉計画（案）

平成27～29年度

足立区障がい福祉課

目次

< 第4期障がい福祉計画の考え方 >

1. 基本的な考え方
 - 1) 障がい福祉制度の変遷・・・3
 - 2) 障害者権利条約の批准と
障害者基本法等の成立・・・5
2. 計画策定の方向
 - 1) 国の基本指針・・・7
 - 2) 東京都の基本理念・・・7
 - 3) 足立区の基本的な考え方・・・7
3. 足立区の現状と課題
 - 1) 足立区の障がい者手帳
所持者数の推移・・・8
 - 2) 学校卒業後の進路先の整備・・・9
 - 3) 医療的ケアが必要な
障がい者(児)への対応・・・10
 - 4) 障がい児支援体制の整備・・・10

< 障がい福祉サービス >

1. 居宅系サービス・・・11
2. 日中活動系サービス
 - 1) 生活介護・・・12
 - 2) 自立(機能)訓練・・・13
 - 3) 自立(生活)訓練・・・14
 - 4) 就労移行支援・・・15
 - 5) 就労継続支援A型・・・16
 - 6) 就労継続支援B型・・・17
3. 療養介護・・・18
4. 放課後等デイサービス・・・19
5. 短期入所(ショートステイ)・・・20
6. 共同生活援助(グループホーム)・・・21
7. 施設入所支援・・・22
8. 計画相談支援・・・23
9. 地域移行支援・・・24
10. 地域定着支援・・・25

< 地域生活支援事業 >

1. 相談支援事業・・・26
2. 地域自立支援協議会・・・27
3. 成年後見制度利用支援事業・・・27
4. 意思疎通支援事業・・・28
5. 日常生活用具給付事業
 - 1) 介護・訓練支援用具・・・29
 - 2) 自立生活支援用具・・・30
 - 3) 在宅療養等支援用具・・・31
 - 4) 情報・意思疎通支援用具・・・32
 - 5) 排泄管理支援用具・・・33
6. 住宅改修・・・34
7. 移動支援事業・・・35
8. 通所バス運行事業・・・36
9. 地域活動支援センター・・・37
10. 福祉ホーム事業・・・38
11. 巡回入浴事業・・・39
12. 日中保護(日帰りショートステイ)・・・40
13. タイムケア・・・41
14. 更生訓練費・・・42
15. 就職支度金・・・43
16. 自動車運転免許取得費・
自動車改造費助成事業
 - 1) 運転免許取得費助成事業・・・44
 - 2) 改造費助成事業・・・45
17. 職親委託・・・46

< その他 >

1. 手話通訳者養成研修事業・・・47

< 第4期障がい福祉計画の考え方 >

1. 基本的な考え方

1) 障がい福祉制度の変遷

(1) 措置制度

障がい福祉制度は、戦災浮浪児・引き揚げ孤児の保護や栄養不良児などに対する保健衛生対策のための「児童福祉法（昭和22年制定）」、傷痍軍人を援助するための「身体障害者福祉法（昭和24年制定）」に始まり、「精神薄弱者福祉法（昭和35年制定 平成11年「知的障害者福祉法」に改正）」を加え、これらの法律に基づいて地方公共団体が判断し、給付を決定する「措置制度」として位置づけられていました。そして障がい者の施設での保護を中心とした施策が行われてきました。

昭和56年の「国際障害者年（完全参加と平等）」を契機に平成10年、中央社会福祉審議会社会福祉基礎構造改革分科会がまとめた「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」を踏まえ、平成12年に「社会福祉事業法（現社会福祉法）」等の一部が改正されました。この法律の改正により、戦後長く続いた措置制度が見直されることになりました。

(2) 支援費制度

平成15年に「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活を送ることができるように支える」との理念の下、身体障がい者及び知的障がい者を対象とした「支援費制度」が始まりました。この支援費制度は、行政がサービス内容を決定するのではなく、利用者が事業者と対等な関係にもとづき、障がい者自らが契約によってサービスを利用することができる制度となっていました。

しかし、対象者を身体障がい者と知的障がい者に限定したことにより、福祉サービスを利用できない障がい者が多くいたことや、サービスの提供に自治体間の格差が大きかったこと、財源の裏付けが不明確でありサービス利用者増とサービス費の急増によって予算不足が深刻化したことなどから、支援費制度は行き詰まりを見せてしまいました。

(3) 障害者自立支援法

そこで支援費制度に代わるものとして平成17年に「障害者自立支援法」が成立し、平成18年に施行されました。障害者自立支援法のポイントとしては、「障がい種別（身体・知的・精神）にかかわらずサービスの受給が可能」「身近な区市町村が一元的にサービスを支給することによる、自治体間格差の解消」「支給決定の仕組みの透明化」「財源の確保のルール化（国 1/2 都道府県 1/4 区市町村 1/4）」、「自己負担の原則応益負担化」などが挙げられます。

第4期障がい福祉計画の考え方> 基本的な考え方

障害者自立支援法は「障害福祉の一元化」など評価すべき内容もありますが、自己負担を応益負担としたことで「重度障がい者ほど負担が大きい」「作業所で受け取る工賃よりも自己負担額が高い」「自己負担額を決定するために預金額まで役所に申告する必要がある」などの問題点がありました。そのため半年毎に自己負担金決定の改正を繰り返した後、平成22年4月には実質的に応益負担の考え方に変わりました。

障害者自立支援法は、附則で施行後3年後と5年後を目途に見直すことが規定されていたため、厚生労働省は平成20年から関係者を交えて検討を始め、平成21年3月には利用者負担の実質的な応益負担化や障がい福祉サービスを受給するために必要な「障害程度区分」を「障害支援区分」にするなどの改正案を国会に上程しました。

障がい当事者の一部は、「障害者自立支援法が導入した応益負担は憲法の定める法の下での平等（憲法第14条）に反し、生存権（憲法25条）を侵害し、個人の尊厳（憲法第13条）を毀損する」等として、各地で違憲訴訟を提訴しました。

そのような中、政権交代があり、政府が障害者自立支援法廃止に方向転換したことから、平成22年1月に厚生労働省と違憲訴訟原告団が和解し、訴訟が取り下げられました。

政府は、障害者自立支援法に限らず、障がい者施策全般の見直しを図るため、平成21年12月、政府内に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、その具体的な検討を進めるため障がい当事者を多数含めた「改革推進会議」や「総合福祉部会」を発足させました。

平成23年9月には、総合福祉部会がまとめた骨格提言が厚生労働大臣に渡され、具体的な法制作業が始まりました。

一方、平成21年に国会に上程したものの、審議未了で廃案となった障害者自立支援法改正案が、他の政党から平成22年3月に国会に再提出されました。

最終的には、政府もこの改正案に賛成し一部修正後、この改正案が成立しました。

しかし、骨格提言をまとめた総合福祉部会から、これまでの議論を無にするものであるとして強い反発があったため、この法案は、総合福祉部会による新法制定までの「つなぎ法案」として位置づけられ、平成24年4月から施行されました。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

平成24年、「障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことのできる社会」の実現を目指し、障害者自立支援法が改正され、平成25年4月から「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が施行されました。

この法律では、障がい者の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む）の他、難病等の患者も対象に加えられました。

また、障がい者に対する支援の拡充、サービス基盤の計画的整備等の施策を講ずることが明記されました。

2) 障害者権利条約の批准と障害者基本法等の成立

(1) 障害者権利条約

障害者権利条約は国連総会で平成18年に採択され、わが国は翌年の平成19年に署名しました。続いて条約の批准を目指しましたが、「国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべき」との障がい当事者の意見も踏まえ、政府は平成21年に「障がい者制度改革推進本部」を設立し、条約批准に向けて集中的に国内法の制度改革を進め、法律が整った後、平成26年に条約を批准しました。

障害者権利条約では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止しています。

差別には、障がい者であることを理由とした直接的な差別だけではなく、障がい者の権利確保のために、必要である調整を行わない等（例：区が適切で合理的な金銭的負担であるにもかかわらず、段差のある場所にスロープを設置しない）の「合理的配慮の否定」も含まれます。

またこの条約では、障がいの有無にかかわらず、誰もが住みたい場所に住み、受けたい教育を受け、地域社会におけるサービスを利用できるよう、障がい者の自立した生活と地域社会への包容について定めています。

(2) 障害者基本法（改正）

障害者権利条約批准のための障がい者制度改革の一つとして、平成23年7月に障害者基本法が改正されました。改正後の障害者基本法には、「すべて障がい者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。」「すべて障がい者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」「すべて障がい者は、言語（手話を含む）その他意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」を理念とし、「すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが明記されました。

(3) 障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

平成23年6月には、障害者虐待防止法が成立、平成24年10月に施行されました。障害者虐待防止法は「養護者による障がい者虐待」「障がい者福祉施設従業者による障がい者虐待」「使用者による障がい者虐待」を障がい者虐待と定め、「身体的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」を虐待の類型と定義づけました。

虐待防止施策としては、区市町村、都道府県、国がそれぞれの役割を担い、相談、事実確認、居室確保等を行っています。また、障害者虐待防止法では、虐待を受けた障がい者に対する保護と自立支援だけではなく、養護者に対する支援等に関する施策を実施し、もって障がい者の権利権益の擁護に資することも目的としています。

第4期障がい福祉計画の考え方>基本的な考え方

(4) 障害を理由とする差別の解消に関する法律(障害者差別解消法)

平成25年6月には、障害者差別解消法が制定されました。障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止すること、差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること、行政機関等ごと、分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」「対応指針」等を作成すること等を定めています。

この法律のポイントは、国・地方公共団体等、民間事業者にかかわらず、障がい者に対する不当な差別的取り扱いを禁止していることです。

また障がい者への合理的配慮については、国・地方公共団体等については法的義務を、民間事業者については努力義務を求めています。

最近の障がい者制度変遷のまとめ

平成18年12月	障害者権利条約	国連で採択
平成19年9月	障害者権利条約に署名する	
平成23年6月	障害者虐待防止法成立	(平成24年10月 施行)
平成23年7月	障害者基本法改正	(平成23年8月 施行)
平成24年6月	障害者総合支援法成立	(平成25年4月 施行)
平成25年6月	障害者差別解消法成立	(平成28年4月 施行)
平成26年1月	障害者権利条約を批准する	

(5) 区の今後の取り組み

今後区は障がい者の社会参加の機会の確保、地域社会における共生、社会的障壁の除去など、不変の課題になおいっそう取り組んでいかなければなりません。

重度障がいや重複障がいにより常時介護を必要とする方や、事故や病気などによる中途障がい者だけではなく、高齢の障がい者の増加、さらには、発達障がいや高次脳機能障がい等への更なる取り組みが求められています。

また、様々な障がいの種類や程度のほか、ライフステージや人生設計、生活様式の多様化などから非常に複雑なサービスが求められています。誰もが障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、区では相談支援、就労支援、日中活動をはじめとした様々なサービスの充実や、福祉のまちづくりの推進などに取り組んでいきます。

2. 計画策定の方向

1) 国の基本指針

障がい福祉サービス及び相談支援の提供に関する基本的事項

障害者総合支援法の基本理念を踏まえつつ、以下の重点課題に配慮して総合的な障がい福祉計画を作成する

- ・障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る目標

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行促進
- ・入院中の精神障がい者の地域生活への移行促進
- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・福祉施設から一般就労への移行促進

その他

- ・相談支援体制等の整備
- ・地域生活支援事業の拡充
- ・障がい児支援体制の整備
- ・人材の確保及び養成

2) 東京都の基本理念

障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障がい者が当たり前で働ける社会の実現

全ての都民がともに暮らす地域社会の実現

東京都から東京都第4期障がい福祉計画が示された際に、加筆・修正します。

3) 足立区の基本的な考え方

障がいの有無にかかわらず、誰もが普通に暮らせる社会を目指す

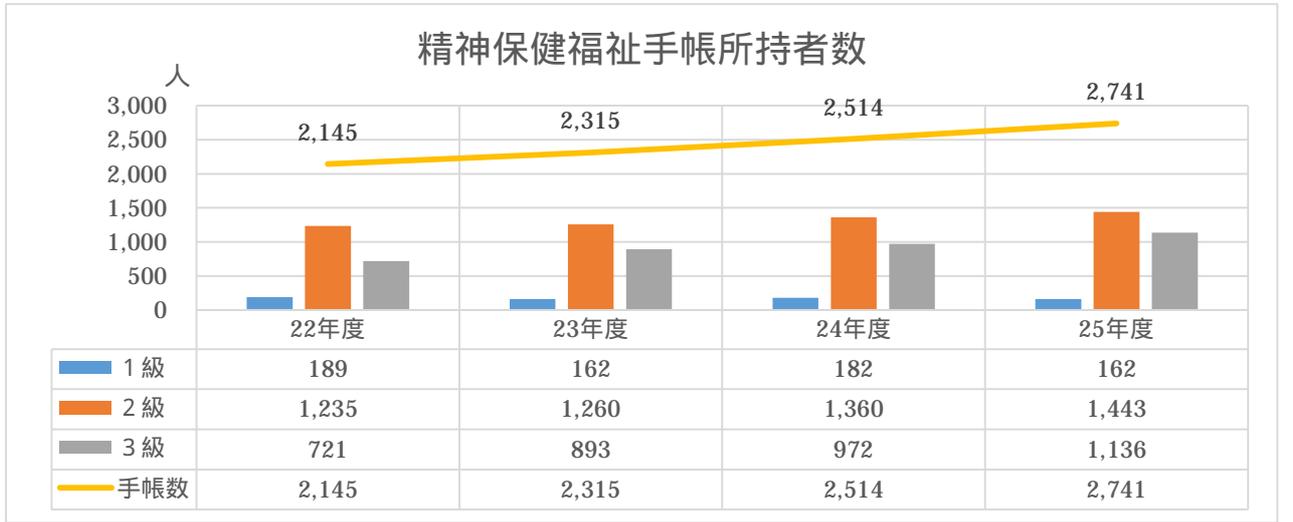
障がい者一人ひとりの個別の状況に対応できるよう、多様なサービスの中から自分自身の状況に合ったサービスを選択できる体制を目指す

多様な就労形態の中から適切な就労を選択できるよう支援する

必要にして十分なサービスを提供するとともにサービスの質を確保する

3. 足立区の現状と課題

1) 足立区の障がい手帳所持者数の推移



2) 学校卒業後の進路先の整備

特別支援学校等を卒業した障がい者は、一般就労、福祉的就労、施設通所等、社会人と

主な通所事業所

< 就労移行支援 >

特別支援学校卒業生や在宅の障がい者が就労を目指し一定期間訓練を行うもの。

< 就労継続支援 A 型 >

一般企業への就労が困難な障がい者に働く場を提供するとともに、就労の知識や能力の向上のために必要な訓練を行う事業。ハローワーク等の紹介を通して雇用契約し、原則として最低賃金の支払を保障しているもの。

< 就労継続支援 B 型 >

一般企業への就労が困難な障がい者に働く場を提供するとともに、就労の知識や能力の向上のために必要な訓練を行う事業。就労継続支援 A 型と異なり、福祉的就労として雇用契約は結ばず、最低賃金の保証もないもの。

< 生活介護 >

日常生活において介護や活動機会の提供等の援助が必要であり、常時介護を要する障がい者に昼間に排泄、食事等の介護を行うとともに、生活等に関する相談や日常生活の支援、生産活動及び創作的活動の提供を行うもの。足立区は活動内容により、「生活訓練型」と「作業訓練型」の2類型に分けている。

< 自立訓練（機能訓練 生活訓練） >

障がい者又は難病等の患者が自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう一定期間、身体機能や生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行うもの。

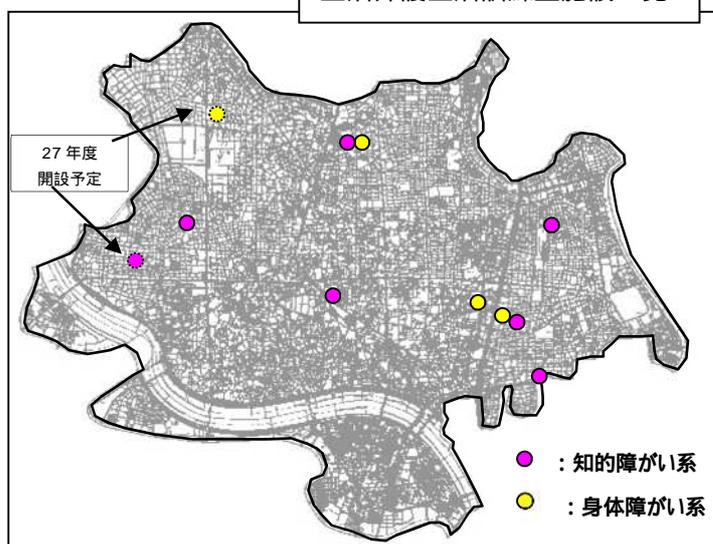
して様々な進路に向かいます。一般就労以外の進路先は、通所事業所になります。

区では、障がい者の「地域で暮らす権利の確保」という国の基本的な方針に基づき、地域生活を支えるさまざまな施策を展開しています。

その中でも、障がい者通所施設は、障がい者の地域生活の根幹を支える最も重要な活動拠点であり、計画的に整備を進めています。

今後も通所施設需要に的確かつ継続的に応えていくためには、通所を希望する障がい者の需要予測を行い、効果的かつ効率的に施設を配置していく必要が

生活介護生活訓練型施設一覧



第4期障がい福祉計画の考え方

あります。

また通所施設の整備にあたっては、地域住民の協力や社会福祉法人等の民間の運営事業者の力が不可欠であり、今後も区と地域、事業者とのより強固な連携が求められます。

3) 医療的ケアが必要な障がい者（児）への対応

医学の進歩により、居宅で医療的ケア（たん吸引、胃ろうの管理等）を受けながら生活する障がい者が増えています。また通所施設でも、加齢等により医療的ケアを受ける通所者が毎年増加しています。

従来医療的ケアは、医師の指示のもとに看護師のみができるとされていましたが、平成24年に社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、専門研修を受けたヘルパーや施設職員が医師の文書による指示の下に、特定の医療的ケアができることになりました。

このことにより、足立区内のヘルパー事業所や通所・入所施設の一部で従業員（職員）による医療的ケアが行われています。

医療的ケアが必要な障がい者（児）の支援には、本人に対する適切な支援の他、擁護者に対するレスパイトケアも重要です。現在、医療型短期入所等の制度がありますが、在宅の医療的ケアが必要な重症心身障がい者等に対する福祉サービスの充実が望まれます。

4) 障がい児支援体制の整備

学齢期における障がい児の発達支援と保護者等へのレスパイトサービスを目的とした、放課後等デイサービス事業は、第3期障がい福祉計画の目標値を大きく上回る実績を上げました。その理由としては「障がい児が学童保育を利用しづらかった」「保護者の就労の有無を問わず利用できる」「事業者指定の基準が比較的緩く参入し易い」「営利企業の参入・運営が認められた」ことがあげられます。

今後は厚生労働省の専門部会で検討し、4月以降に提示される予定の「放課後等デイサービスガイドライン」に沿ったサービスの向上と支援者の質の向上が課題となります。

幼児期の障がい児については、足立区に3か所ある「児童発達支援センター」を中心として、区内8か所の児童発達支援事業所が支援にあたっています。

近年、愛の手帳（知的障がい）を取得していない（できない）発達障がい等の可能性がある児童の保護者からの相談件数が増加するとともに、児童発達支援センターへの通所希望者が増えており、通所待機児も発生しています。

障がいの早期発見・早期支援は、「診断は早期であればあるほど不確実性が高く、確定診断がつきにくい」「保護者の障がい受容が困難である」等の課題はあるものの、障がい児にとって早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことは大変重要です。

今後は、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所の量的充実を目指すとともに、支援の質の向上も大きな課題となります。

また、保育所等への専門的支援、地域自立支援協議会の専門部会等を活用した事業所間の情報交換や研修会の充実も必要です。

< 障がい福祉サービス >

1. 居宅系サービス

居宅系サービスとは、居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、同行援護（視覚障がい者向けガイドヘルパー）、行動援護、重度障害者等包括支援を合わせたものを言います。下図のとおり、23年度から24年度にかけて、実利用者数が大幅に増加しましたが、移動支援事業のうち、同行援護が居宅系サービスに移行したことによるものです。

< 25年度実績 >

例年どおり、利用者数、利用時間とも、前年度をわずかに上回る実績でした。

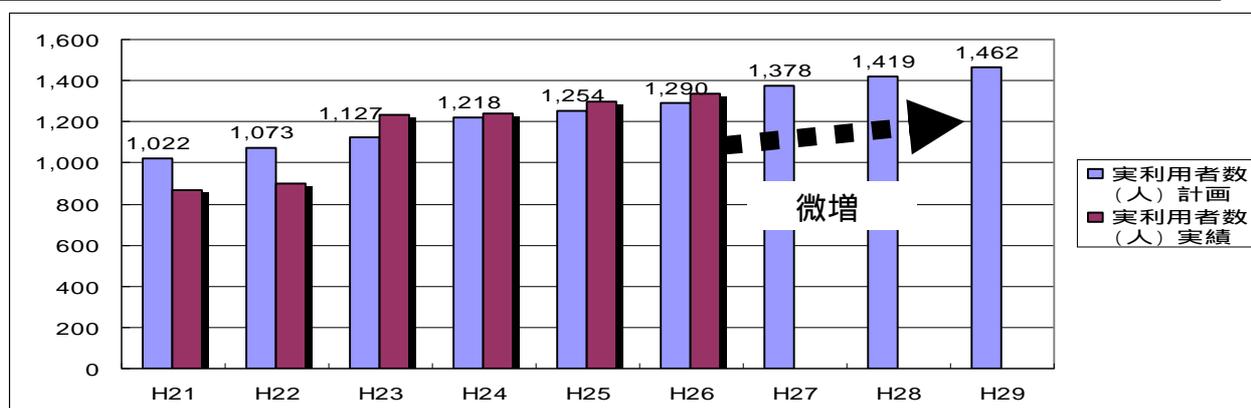
< 第3期計画まとめ >

在宅の障がい者の生活を支える基本的なサービスであり、障害者手帳所持者の増加とともに、毎年利用者は3%、利用時間は約5%程度伸びています。

< 第4期計画 >

居宅系サービスは、身体・知的・精神の各障害手帳所持者の増加とともに今後も利用者が増えていくことが見込まれます。そこで第3期計画の実績から、利用者は毎年3%、利用時間は5%増加していく計画としました。

項目		第2期(実績)			第3期(実績) (H26は推計)			第4期(計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数(人)	計画	1,022	1,073	1,127	1,218	1,254	1,290	1,378	1,419	1,462
	実績	870	902	1,060	1,241	1,299	1,338			
実利用時間(時間)	計画	44,545	47,077	49,609	50,429	54,080	57,733	50,717	53,253	55,916
	実績	33,281	36,519	43,472	44,237	46,290	48,302			
決定者数(人)	計画	1,325	1,391	1,461	1,491	1,547	1,602	1,826	1,655	1,786
	実績	1,062	1,114	1,303	1,584	1,688	1,753			



2 . 日中活動系サービス

1) 生活介護事業

生活介護事業は、日常生活において介護や活動機会の提供等の援助が必要であり、常時介護を要する障がい者に昼間、入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、生活等に関する相談や日常生活の支援、生産活動及び創作的活動の提供を行う事業です。特別支援学校の卒業生の日中活動の場として、また、就労継続支援 A 型・B 型事業に通所する障がい者の、高齢化に伴う移行先としての役割を担っています。

< 25 年度実績 >

25 年度に、法外で運営していた区内施設が生活介護事業に移行したため、利用者数は、24 年度に比べ、23%増加しました。

< 第 3 期計画まとめ >

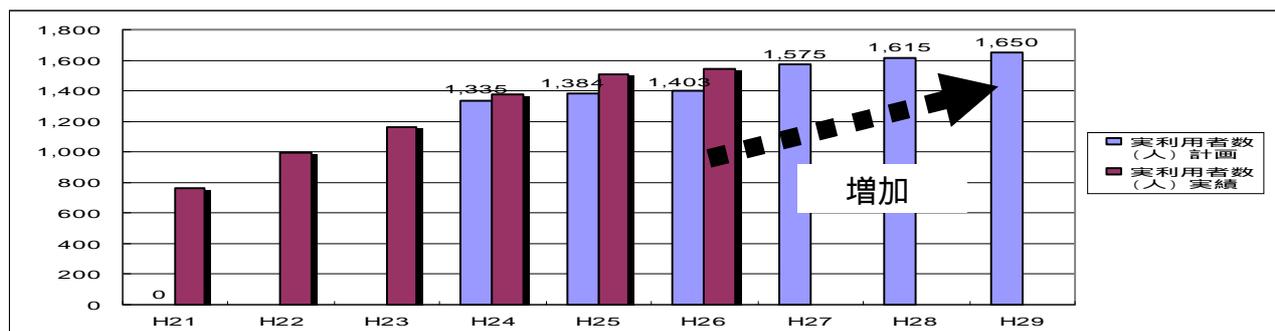
24 年度は、旧法施設の経過措置が終了し、施設が障害者自立支援法に基づく生活介護事業に移行したため、利用者が大幅に増えました。25 年度は、前述の法外施設が法内化したため、利用者が増えました。

また、毎年特別支援学校卒業生による利用者増も続いています。

< 第 4 期計画 >

第 3 期障がい福祉計画の実績値と、今後の特別支援学校卒業見込み者数の動向等から、毎年利用者が平均 35 人程度増加する計画としました。

項目		第 2 期 (実績)			第 3 期 (実績) (H26 は推計)			第 4 期 (計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	計画	計画設定無し			1,335	1,384	1,403	1,575	1,615	1,650
	実績	762	995	1,161	1,377	1,510	1,545			
利用総数 (回 / 月)	計画	計画設定無し			23,896	24,773	25,113	29,234	30,456	31,020
	実績				23,817	28,388	28,672			
決定者数 (人)	計画	654	674	674	1,377	1,427	1,447	1,652	1,678	1,709
	実績	783	1,017	1,197	1,437	1,564	1,600			



2) 自立訓練事業（機能訓練）

自立訓練事業（機能訓練）は、身体障がい者又は難病等対象者が自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行う事業です。足立区では、障がい福祉センター1か所で開催しています。

< 25年度実績 >

利用者数は、ほぼ例年と変わらない数字です。

< 第3期計画まとめ >

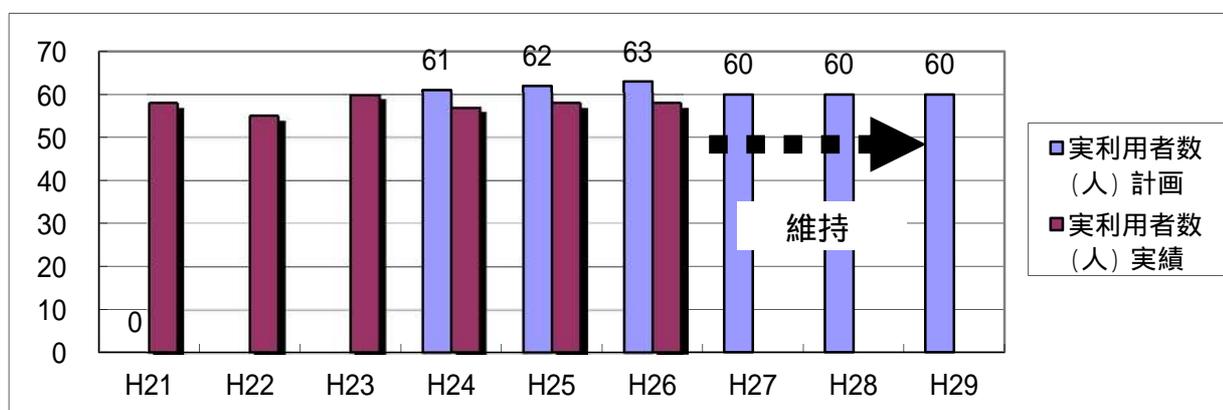
第3期を通して、ほぼ一定の数字で推移しています。

< 第4期計画 >

第2期、第3期計画での実利用者数は安定しており、事業内容から、今後も事業所数の増は見込まれないため、引き続き利用者数に大きな変化はないと考えられます。

そこで、利用者数の計画値は21年度以降の最大値とし、利用総数の計画値は第3期の計画値と実績値がかけ離れていたため、第3期の実績に基づき下方修正しました。

項目		第2期(実績)			第3期(実績) (H26は推計)			第4期(計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	計画	計画設定無し			61	62	63	60	60	60
	実績	58	55	60	57	58	55			
利用総数 (回/月)	計画	計画設定無し			378	384	390	330	330	330
	実績				335	293	320			
決定者数 (人)	計画	49	52	55	77	79	80	75	75	75
	実績	71	69	75	72	69	66			



3) 自立訓練事業（生活訓練）

自立訓練事業（生活訓練）は、知的障がい者又は精神障がい者が自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。

< 25 年度実績 >

区外の施設に通所する障がい者が増えたため、利用者数は 24 年度に比べ増加しました。

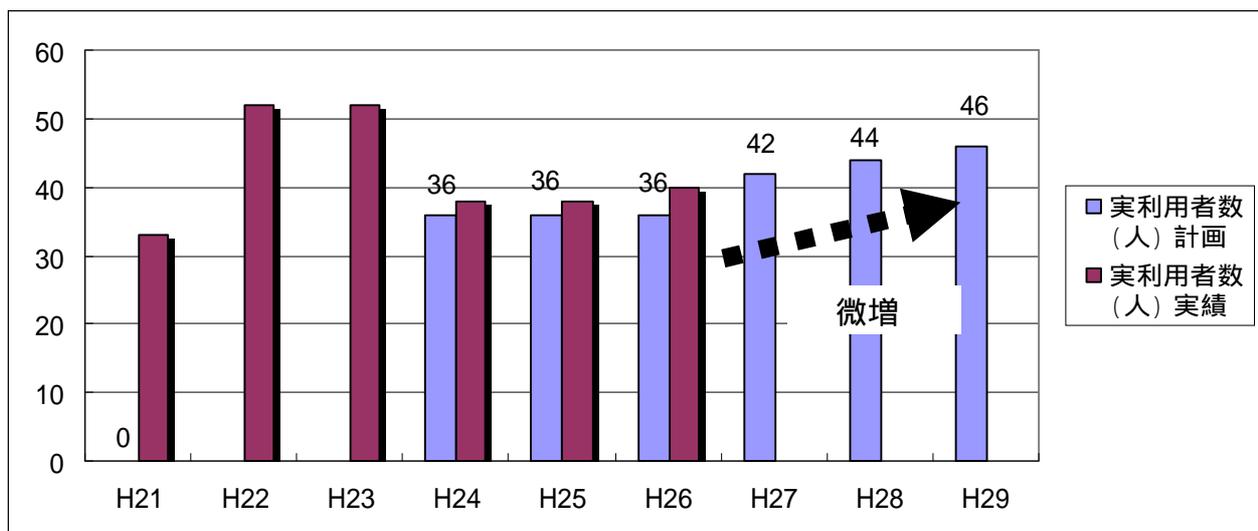
< 第 3 期計画まとめ >

毎年、計画値を上回る実績がありました。

< 第 4 期計画 >

第 3 期計画の実績値を基に、今後もわずかに利用者が増加する計画としました。

項目		第 2 期 (実績)			第 3 期 (実績) (H26 は推計)			第 4 期 (計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	計画	計画設定無し			36	36	36	42	44	46
	実績	33	52	52	38	38	40			
利用総数 (回 / 月)	計画	計画設定無し			565	565	565	660	692	723
	実績				580	598	629			
決定者数 (人)	計画	52	52	52	45	45	45	65	68	72
	実績	42	61	65	47	50	65			



4) 就労移行支援事業

就労移行支援事業は、特別支援学校卒業生や在宅の障がい者が、就労を目指し、一定期間、就労訓練を行うための事業です。

< 25年度実績 >

一般就職を目指す方だけでなく、就労継続支援B型事業の利用が適当と思われる方についても、先ず本事業を利用して見極めを行う必要があるため、毎年一定の需要があります。そのため利用者数は、前年度並みとなりました。

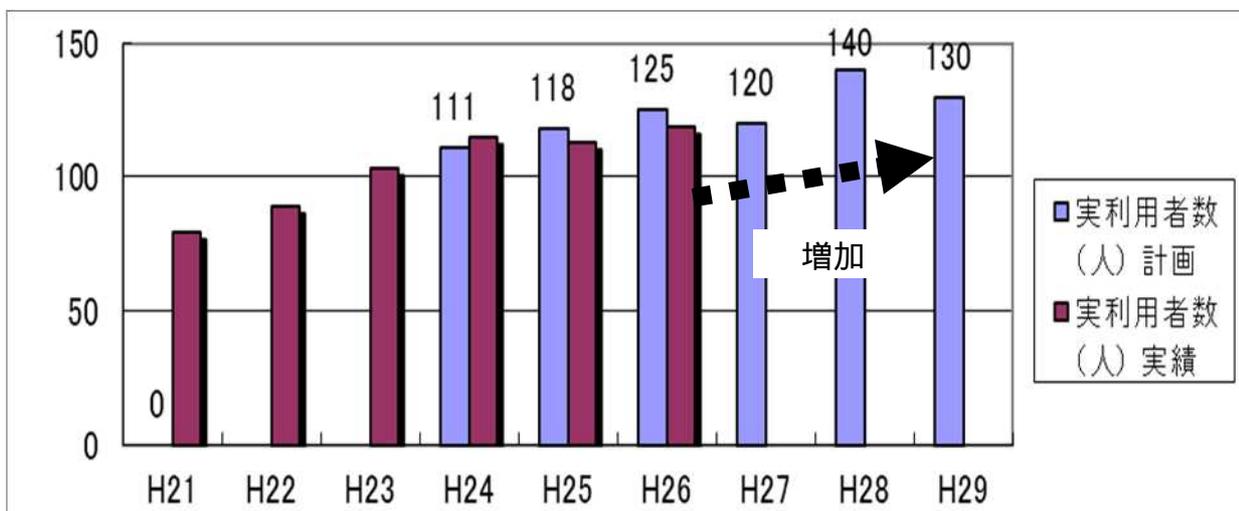
< 第3期計画まとめ >

毎年 110 ~ 120 人前後の利用が続いています。

< 第4期計画 >

第3期障がい福祉計画の実績値と、今後の特別支援学校卒業見込み者数の動向等から、各年度の利用者数を計画しました。

項目		第2期(実績)			第3期(実績) (H26は推計)			第4期(計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	計画	計画設定無し			111	118	125	120	140	130
	実績	79	89	103	115	113	119			
利用総数 (回/月)	計画	計画設定無し			1,853	1,970	2,087	1,680	1,960	1,820
	実績				1,759	1,477	1,666			
決定者数 (人)	計画	95	101	109	150	160	170	180	190	185
	実績	104	121	140	174	179	188			



5) 就労継続支援 A 型事業

就労継続支援 A 型事業は、一般企業への就労が困難な障がい者に働く場を提供するとともに、就労の知識や能力の向上のために必要な訓練を行う事業であり、雇用契約に基づく就労継続支援を行っています。ハローワーク等の紹介を通して雇用契約し、最低賃金の支払を保障しています。

< 25 年度実績 >

事業所が増え、利用者数は 24 年度に比べ、52%の大幅増となりました。

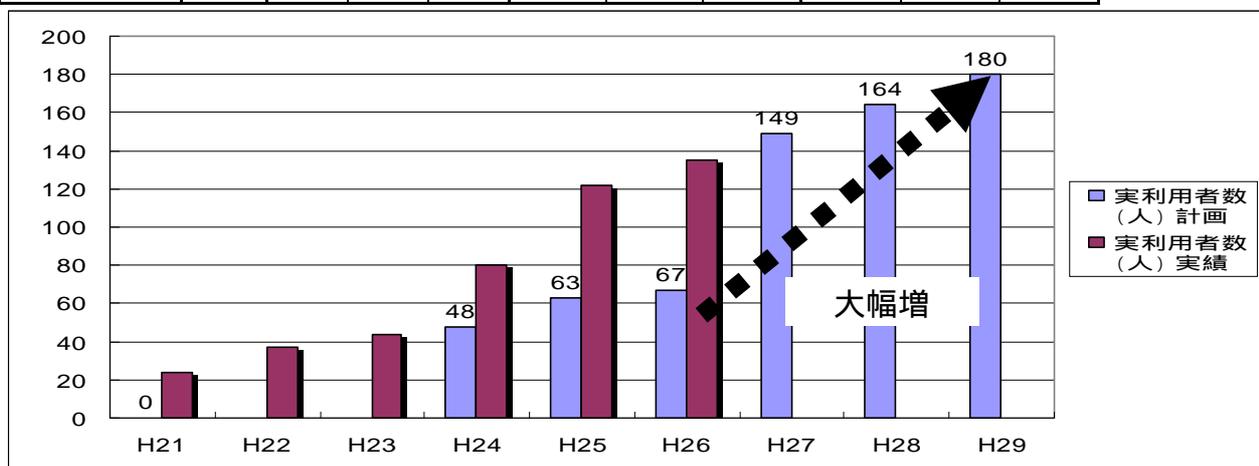
< 第 3 期計画まとめ >

24 年度当初に比べ、区内事業所が 4 か所から 8 か所に倍増し、利用者数も大きく伸びました。3 か年とも、計画値を上回っており、その理由として、株式会社等の営利法人による事業所の設立が挙げられます。

< 第 4 期計画 >

今後も営利法人による事業所が毎年 1 ~ 2 か所増え、利用者も増加すると考え、利用者が毎年 10%増える計画としました。

項目		第 2 期 (実績)			第 3 期 (実績) (H26 は推計)			第 4 期 (計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	計画	計画設定無し			48	63	67	149	164	180
	実績	24	37	44	80	122	135			
利用総数 (回 / 月)	計画	計画設定無し			936	1,228	1,306	2,704	2,839	2,981
	実績				1,544	2,341	2,575			
決定者数 (人)	計画	33	45	56	55	71	76	160	170	180
	実績	27	41	50	96	141	156			



6) 就労継続支援 B 型事業

就労継続支援 B 型事業は、一般企業への就労が困難な障がい者に働く場を提供するとともに、就労の知識や能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。就労継続支援 A 型事業と似た役割を担いますが、就労継続支援 A 型と異なる点は、福祉的就労であり、雇用契約は結ばない点です。また、最低賃金の保障もありません。

特別支援学校卒業生が、就労移行支援事業の利用を経て、毎年 15 名から 20 名程度、このサービスに移行します。一方、この事業から一般就労等に、毎年 10 名から 15 名程度移行しています。

< 25 年度実績 >

特別支援学校卒業生等の増加から、利用者数は、24 年度に比べ、57 人増えました。

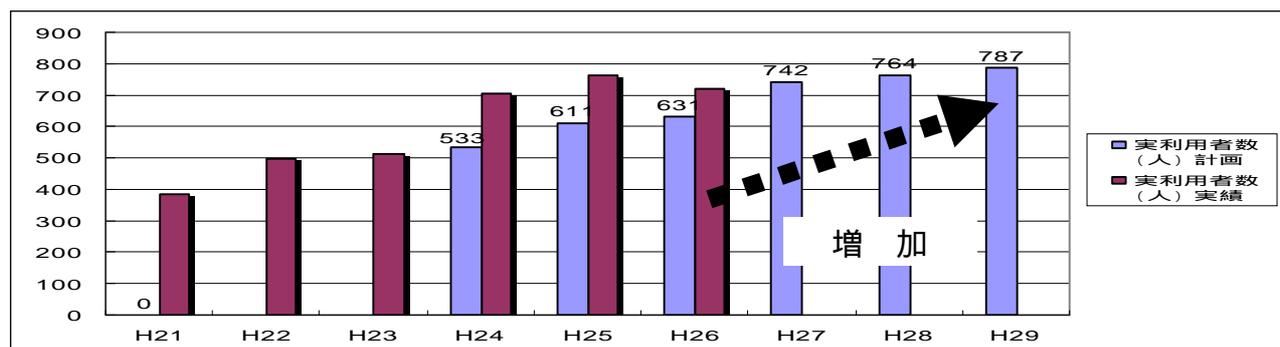
< 第 3 期計画まとめ >

就労継続支援 B 型事業所も、A 型事業所と同様に株式会社等の営利法人を母体とする事業所が毎年 1 ~ 2 か所増えています。仕事の内容も調理補助等、多岐に渡るようになってきました。利用者数は、常に計画値を上回っています。また、全体としても増加傾向にあります。

< 第 4 期計画 >

第 3 期計画の実績値の動向と、今後も区内の事業所が毎年 1 か所増え、利用者も増加すると考えられることから、利用者が毎年 20 名程度増加する計画としました。

項目		第 2 期(実績)			第 3 期(実績) (H26 は推計)			第 4 期(計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	計画	計画設定無し			533	611	631	742	764	787
	実績	385	496	513	705	762	720			
利用総数 (回 / 月)	計画	計画設定無し			7,835	8,920	9,212	11,777	12,130	12,494
	実績				10,479	11,257	11,434			
決定者数 (人)	計画	579	681	782	544	624	644	904	931	959
	実績	389	504	524	824	860	877			



3 . 療養介護

療養介護は、常時医療的介護を必要とする重症心身障がい児（者）に、医療機関で機能訓練、看護、介護を行う事業です。

< 25 年度実績 >

施設が増えないため、24 年度と同様の利用者数です。

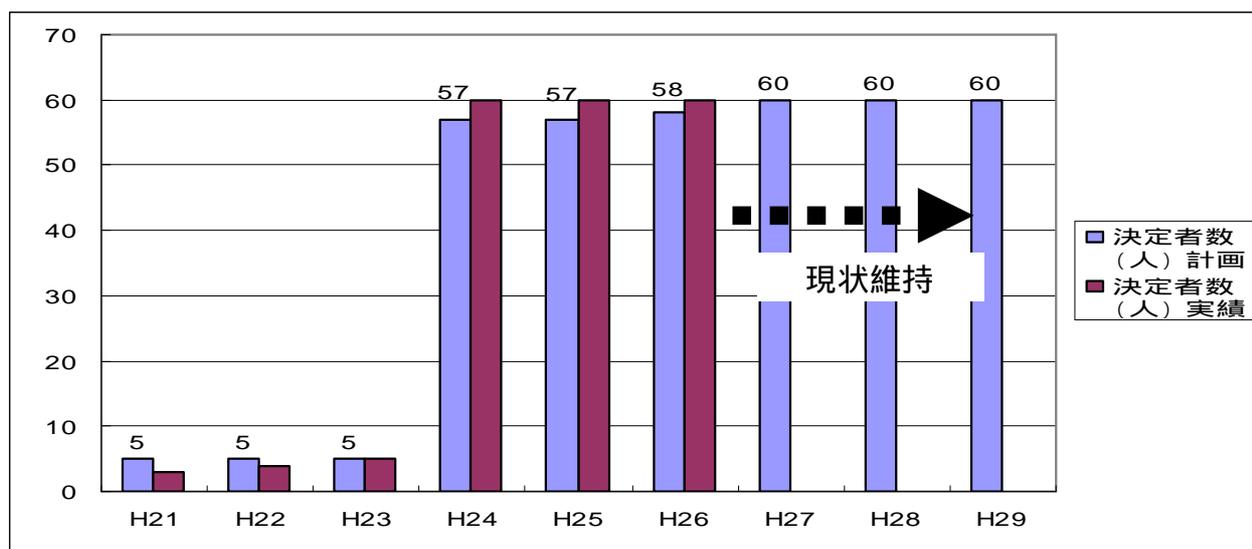
< 第 3 期計画まとめ >

24 年度より、重症心身障がい児(者)施設が、障害者自立支援法に基づく療養介護事業に移行し、利用者数が大幅に増えました。その後は、一定の利用者数となっています。

< 第 4 期計画 >

施設の新規開設及び既設の施設の増床計画がないため、第 3 期計画の実績値から、現状どおりの利用者数が続く計画としました。

項目		第 2 期 (実績)			第 3 期 (実績) (H26 は推計)			第 4 期 (計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
決定者数 (人)	計画	5	5	5	57	57	58	60	60	60
	実績	3	4	5	60	60	60			
実利用者 数(人)	計画	計画設定無し			-	-	-	60	60	60
	実績	計画設定無し			60	58	60			



4 . 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障がい児に対して、発達の促進や生活能力などの向上を図るとともに、家族のためのレスパイトサービスを目的として、放課後や学校の長期休暇中に利用するサービスです。

< 25 年度実績 >

24 年 4 月の児童福祉法の改正により、事業所の設置要件が緩和され、事業所の開設が続きました。これにより、利用者数は 24 年度に比べ、25%の大幅増となっています。

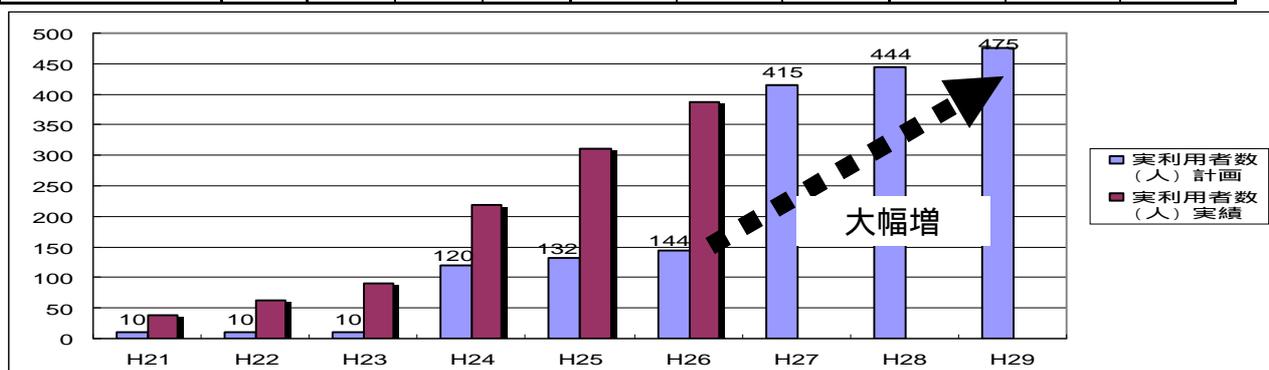
< 第 3 期計画まとめ >

第 2 期計画末の 23 年度実利用者数と第 3 期計画末の 26 年度実利用者数（推計）を比べると、2 倍以上の利用者増となりました。これは、前述のとおり、24 年度以降、事業所の開設が続き、利用者がより利用しやすくなったことによります。

< 第 4 期計画 >

第 3 期計画の数字を見直し、27 年度は 26 年度計画の 7 % 増の利用者数を設定しました。28 年度以降は、「知的系特別支援学校通学者の 80% が既にこのサービスを使っていること」、「高等部卒業と同時に事業を利用できなくなること」、「身障系特別支援学校通学者の利用の伸び」などを考慮し、毎年前年度比 7 % 増の計画としました。

項目		第 2 期(実績)			第 3 期(実績) (H26 は推計)			第 4 期(計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	計画	10	10	10	120	132	144	415	444	475
	実績	39	63	90	219	310	388			
実利用回数 (回)	計画	53	66	80	655	720	786	3,777	4,041	4,324
	実績	234	344	505	1,500	2,824	3,530			
決定者数 (人)	計画	15	15	15	200	220	240	493	528	564
	実績	93	130	181	286	384	480			



5 . 短期入所（ショートステイ）

短期入所は、在宅の障がい者（児）が、何らかの理由で一時的に家庭での介護を受けることが困難になった場合などに、短期間、宿泊を伴う入浴、排泄、食事などの介護等を受けるための事業です。

< 25 年度実績 >

区外の短期入所施設の利用により、利用者数は、24 年度に比べ、10%の増となりました。

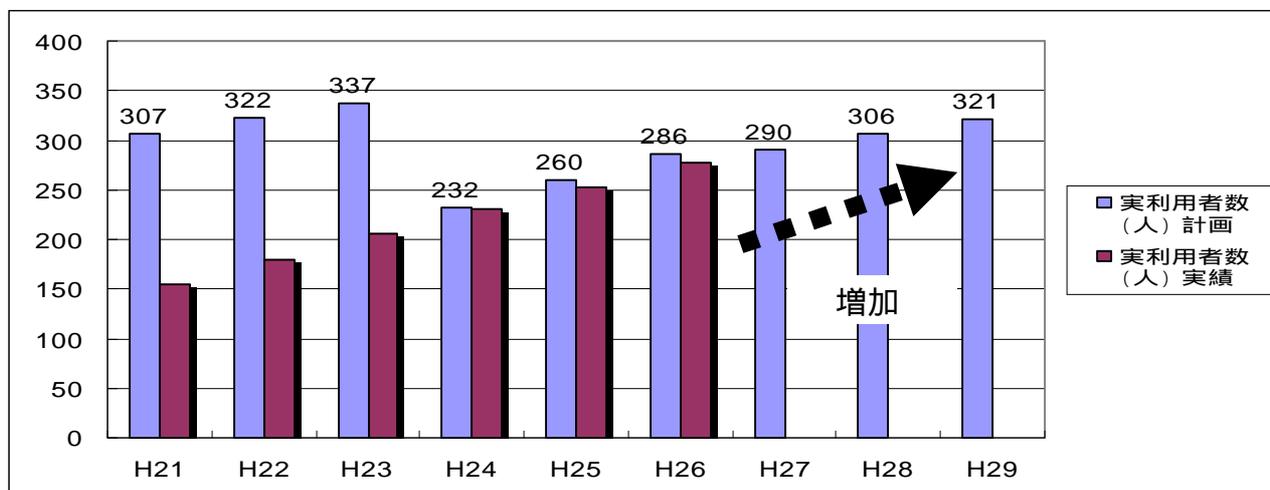
< 第 3 期計画まとめ >

区外施設利用の増加が主な要因となり、毎年約 7 %程度利用者が増加しています。

< 第 4 期計画 >

区内施設における短期入所の需要は、週末や長期休暇中に集中し、平日の利用希望が少ないことから、区内での増の計画はありません。しかし、親の高齢化等による介護力の低下や、国の方針で障害者支援施設の増設が困難なことから、短期入所施設の需要は増えており、区外施設の利用は今後も増加すると見込んでいます。第 3 期計画の実績値から、利用者は毎年増加していく計画としました。

項目		第 2 期 (実績)			第 3 期 (実績) (H26 は推計)			第 4 期 (計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	計画	307	322	337	232	260	286	290	306	321
	実績	155	179	206	230	253	278			
実利用回数 (回)	計画	1,153	1,198	1,246	1,856	1,998	2,139	2,278	2,392	2,512
	実績	1,445	1,573	1,715	1,722	2,028	2,170			



6 . 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助は、障がい者が専門スタッフ等の援助を受けながら、小人数で地域の一般住宅で居住生活を営む事業です。

国が進めている施設入所者数の減や地域移行の促進には、グループホームの充実が欠かせません。

< 25 年度実績 >

施設の整備にあわせて、利用者数は、24 年度に比べ、4 %の増となりました。

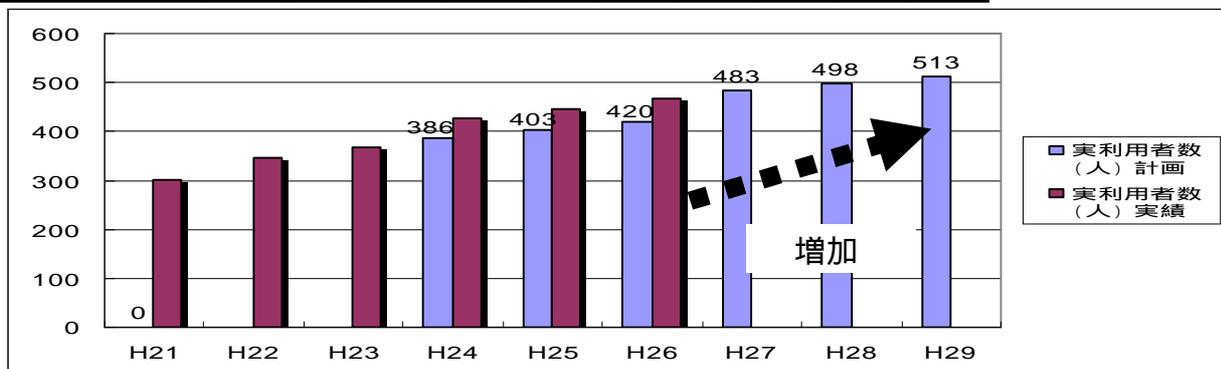
< 第 3 期計画まとめ >

区内施設の他に、区外入所施設から施設近隣のグループホームに移行する障がい者もあり、毎年 10% 前後の利用者増となりました。計画値に対して実績値が常に上回っています。区内に新しくグループホームが完成すると、数か月で定員を満たす状態が続いています。

< 第 4 期計画 >

消防法の改正等により、グループホームの開設にあたっては、スプリンクラーの設置など、より高度な安全性が求められるようになり、資金面から、今後新規開設のペースがやや低下すると見込まれます。このため、第 4 期計画においては、第 3 期計画の実績値よりやや低い、毎年 15 人程度、利用者が増加する計画としました。

項目		第 2 期(実績)			第 3 期(実績) (H26 は推計)			第 4 期(計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	計画	計画設定無し			386	403	420	483	498	513
	実績	301	347	367	427	446	468			
区内定員数 (人)	計画	計画設定無し			256	276	296	311	326	341
	実績	195	205	236	245	261	296			
決定者数 (人)	計画	334	362	389	425	443	462	540	562	584
	実績	330	385	404	490	499	519			



7 . 施設入所支援

施設入所支援は、施設に入所する障がい者に対し、食事、入浴、排泄、相談その他の日常生活支援を、主に夜間行う事業です。

< 25 年度実績 >

25 年度は、区外入所施設から区外グループホームへ移行する障がい者が多く、利用者数が 24 年度に比べ、6 名減りました。

< 第 3 期計画まとめ >

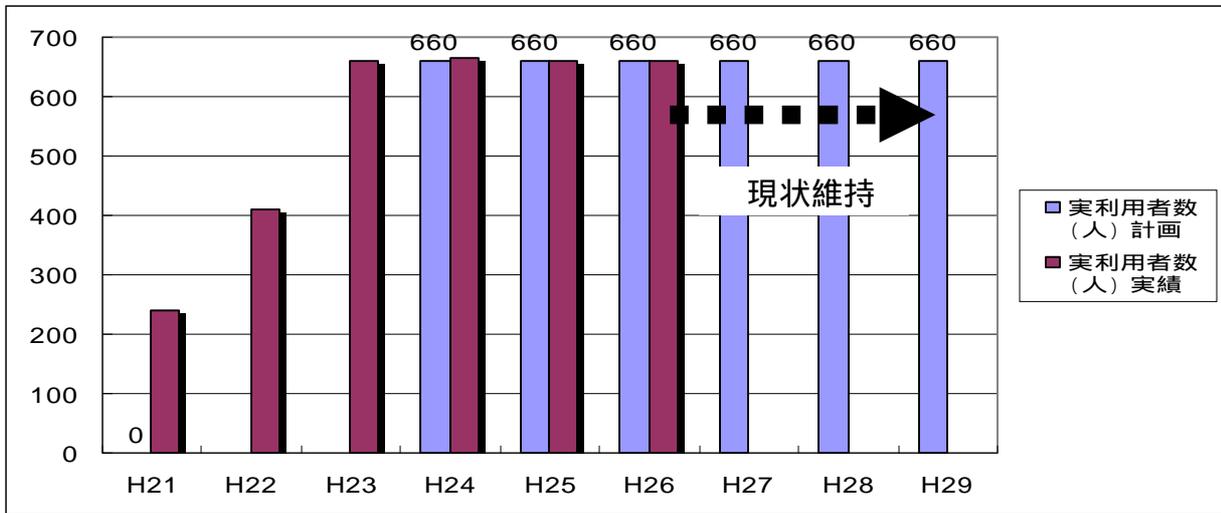
25 年度の 6 名減を除き、変化はありませんでした。

< 第 4 期計画 >

国は、施設入所支援を利用している障がい者の数を、25 年度末から 4 年間で 4 % 以上削減する目標を掲げています。しかし、介護者の高齢化等により、施設入所支援の需要は引き続き高く、国の目標の達成は困難であると思われます。

東京都では、利用者数の現状維持を図るとの方針を打ち出しており、足立区としても、現在の目標値を維持する計画としました。

項目		第 2 期 (実績)			第 3 期 (実績) (H26 は推計)			第 4 期 (計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	計画	計画設定無し			660	660	660	660	660	660
	実績	239	409	660	666	660	660			
決定者数 (人)	計画	250	500	612	673	673	673	673	673	673
	実績	242	416	673	692	672	673			



8 . 計画相談支援（含・セルフプラン等）

障がい福祉サービスを利用する障がい者の自立した生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の方法を具体的にプラン化して、適切なサービス利用と効果的な問題解決を図るために行う事業です。

< 25 年度実績 >

利用者数は、24 年度に比べ増えていますが、計画値と大きな開きがあります。

< 第 3 期計画まとめ >

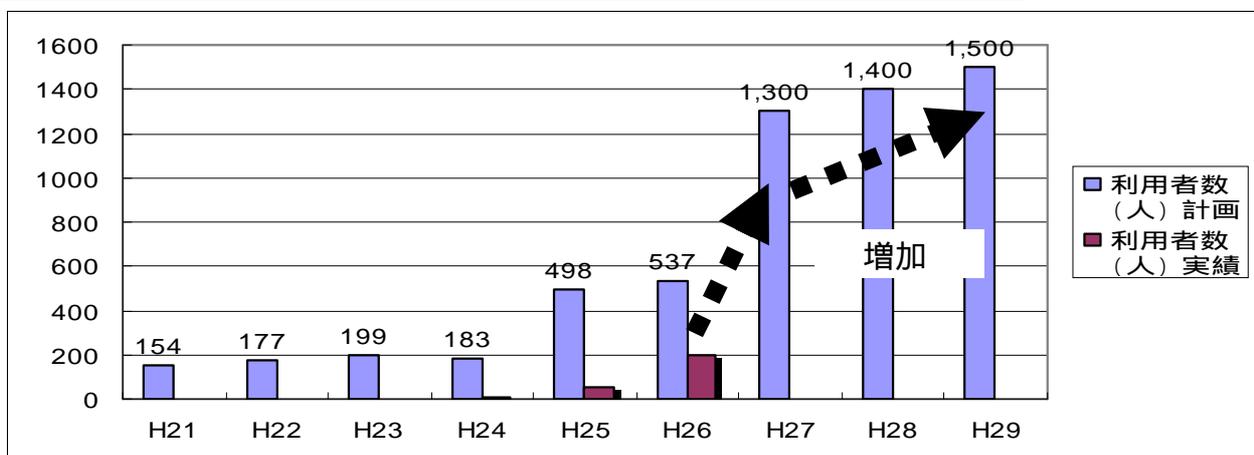
国が定めた事業者の報酬が低く、事業所数が増えなかったため、いずれの年も計画値を下回りました。

< 第 4 期計画 >

国は 27 年度より、新たに障がい福祉サービスの利用者と障がい福祉サービスの更新を迎える障がい者全員に、支援計画の作成を求めています。

足立区には、障がい福祉サービスを利用している方が約 3,900 人いるため、27 年度はその 1/3 の 1,300 人の計画を作成する必要があります。この計画の中には、障がい者が自ら作成した「セルフプラン」や、27 年度に限って国が認めた「区市町村が作成した代替プラン」を含みます。28 年度以降は、新規に障がい福祉サービスを利用する方が 100 名増加していく計画としました。

項目		第 2 期(実績)			第 3 期(実績) (H26 は推計)			第 4 期(計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数 (人)	計画	154	177	199	183	498	537	1,300	1,400	1,500
	実績	0	1	3	12	60	200			



9 . 地域移行支援

地域移行支援は、24年度から開始された事業です。障害者支援施設に入所している身体・知的障がい者や、精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を進めるための相談支援事業です。

< 25年度実績 >

利用者数は、24年度の0名から3名になりましたが、計画値と大きな開きがあります。

< 第3期計画まとめ >

身体、知的、精神障がい者とも、グループホーム等の地域での生活の場の整備が追いつかず、いずれの年も、計画値を大きく下回りました。

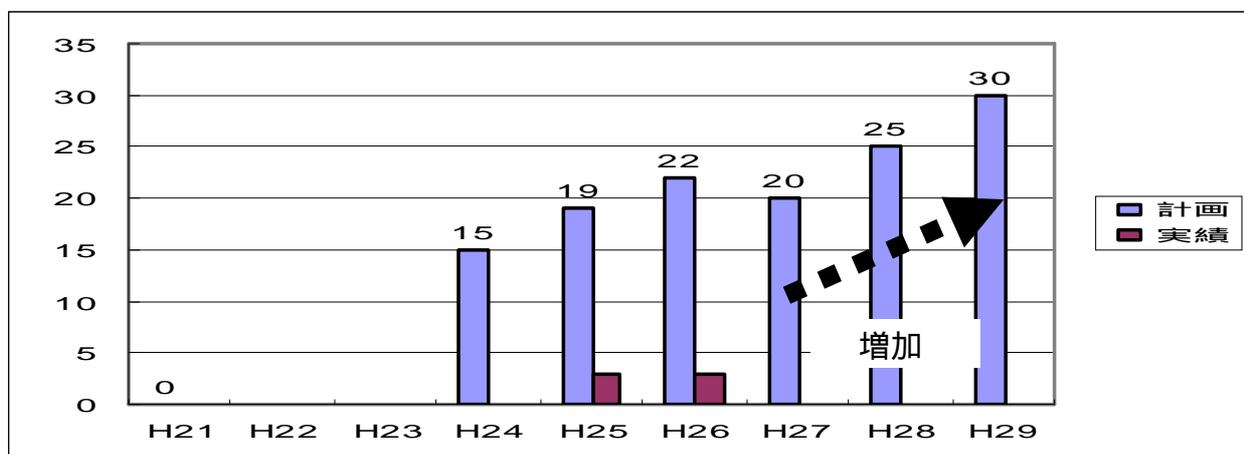
< 第4期計画 >

地域移行支援は、国が示す重点課題の一つですが、実際の利用者は大変少なくなっています。地方の障害者支援施設で暮らす心身障がい者は、様々な課題と背景を抱えており、グループホーム等に住まいを移すことは容易ではありません。

今後とも、重度障がい者向けのグループホーム等の充実と並行して、地域移行支援を進めていきます。

第4期計画では、東京都と協議の上、国の目標である施設入所者の12%が地域移行を行う計画としました。

項目	第2期(実績)			第3期(実績) (H26は推計)			第4期(計画)		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
支援者数	設定設定無し			15	19	22	20	25	30
(人)	計画				0	3	3		
	実績								



10. 地域定着支援

地域定着支援は、24年度から開始された事業です。障害者支援施設に入所している身体・知的障がい者や、精神科病院に入院している精神障がい者が地域での一人暮らしに移行し、地域において定着した生活を支援する事業です（本事業は、グループホーム等の利用者を除く、居宅の方が対象です）。

< 25年度実績 >

利用者数は、24年度の0名から3名になりましたが、計画値に比べると大きな開きがあります。

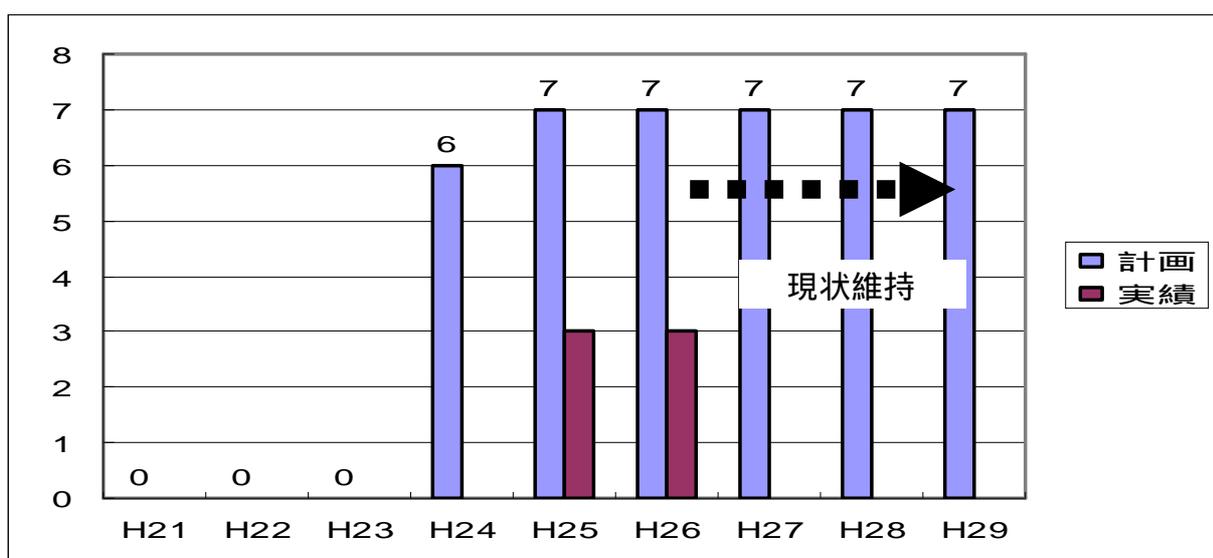
< 第3期計画まとめ >

地域定着支援の元となる地域移行が少ないため、いずれの年も、計画値を下回りました。

< 第4期計画 >

第3期計画と同様の支援者数を計画値としました。

項目		第2期(実績)			第3期(実績) (H26は推計)			第4期(計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
支援者数 (人)	計画	計画設定無し			6	7	7	7	7	7
	実績	計画設定無し			0	3	3			



< 地域生活支援事業 >

1 . 相談支援事業

相談支援事業は、地域の障がい者等の福祉に関する問題について、障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供を行う事業です。この計画は、「計画相談支援」を行う事業所の数に関する計画です。

< 25 年度実績 >

事業所数は、24 年度に比べ、2 事業所増の計 10 か所になりました。

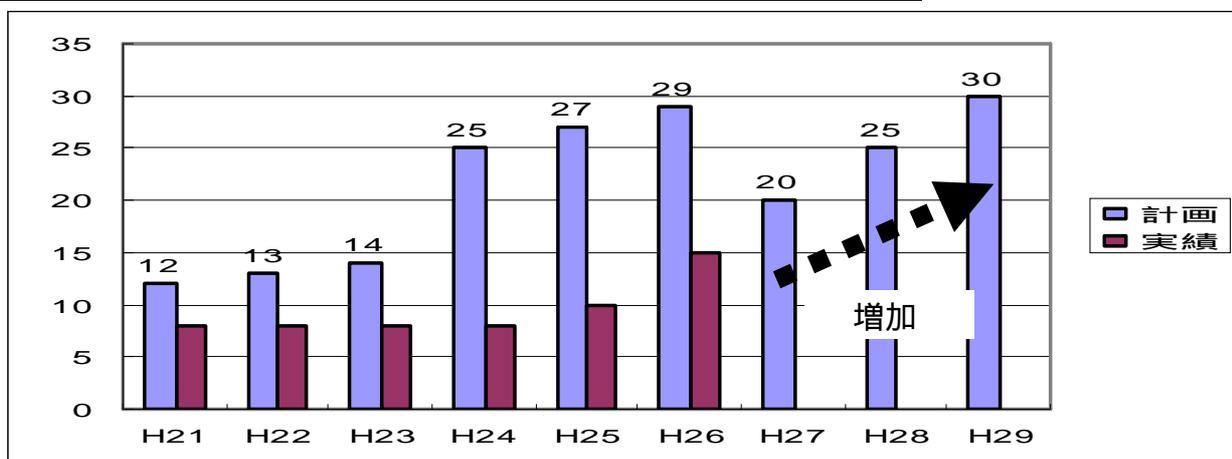
< 第 3 期計画まとめ >

相談支援事業所の数は、「相談支援専門員の不足」や、「報酬」等の課題から、わずかな増加にとどまり、計画値を大きく下回りました。

< 第 4 期計画 >

計画相談を行う指定特定（障がい児）相談支援事業所は、「相談支援専門員の不足」や、「報酬」等の課題から、数が増えません。しかし、29 年度末までの 3 年の間に、障がい福祉サービス受給者全員（27 年度当初で約 1,300 人の見込）のサービス利用計画（セルフプラン等を含む）を立てる必要があります。そこで、相談支援専門員一人が年間 40 件のプランを作成すると考え、必要な事業所の数を計画しました。

項目		第 2 期(実績)			第 3 期(実績) (H26 は推計)			第 4 期(計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
事業所数	計画	12	13	14	25	27	29	20	25	30
	実績	8	8	8	8	10	15			



2 . 地域自立支援協議会

障がいのある方が、安心して暮らせる地域を作るため関係機関の情報の共有、協議会構成員の資質の向上、社会資源の向上、改善、開発等を検討して、施策提案していくことを目的に、各自治体に1か所設置する協議会です。足立区では、21年に設置しました。今後も、障がい福祉に関する地域の諸課題を検討し、同協議会を通じて区内関係機関・関係者のネットワークを強め、障がい者への支援を強化します。

3 . 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、判断能力が不十分な知的障がい者・精神障がい者の意思決定を助け、生活や財産等を守るための制度です。家庭裁判所が選任した後見人等が本人の意思を尊重しながら手続き等を行い、財産を管理します。

< 25年度実績 >

実績は2件です。過去最高の実績ですが、計画値を大きく下回りました。在宅の知的障がい者の場合、家族とともに居住している場合が多く、財産等は家族の管理下に置かれていることが原因と考えられます。

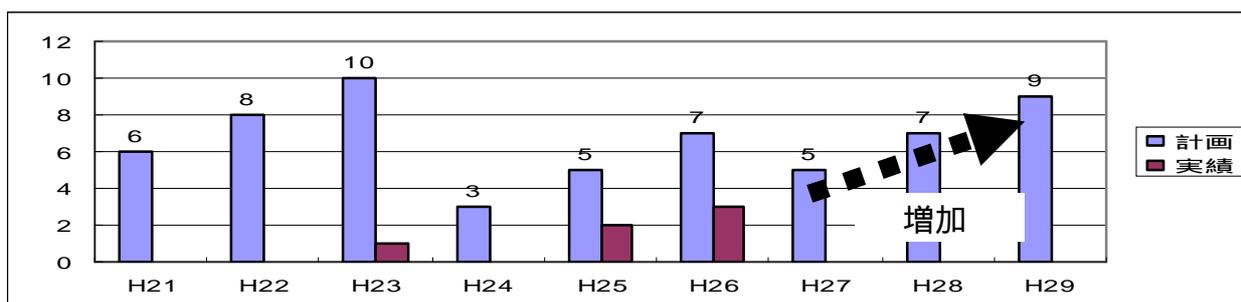
< 第3期計画まとめ >

第2期計画より、実績値を勘案して大きく目標値を下げたものの、利用は低調でした。これは、本人の財産を親（家族）が管理したり、施設入所者の場合は施設が管理したりしている現状によると思われます。

< 第4期計画 >

障がい者の権利を守る重要な事業であり、必要としている障がい者が確実に利用できるよう、事業の推進を図っていきます。

項目	第2期(実績)			第3期(実績) (H26は推計)			第4期(計画)		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
決定件数 (件/年)	計画 6	計画 8	計画 10	実績 3	実績 5	実績 7	計画 5	計画 7	計画 9
	実績 0	実績 0	実績 1						



4. 意思疎通支援事業(手話通訳等の派遣)

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を円滑に行うことを目的に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行う事業です。

28年に施行される障害者差別解消法によって、更なる充実が求められています。

< 25年度実績 >

意思疎通支援事業を利用する障がい者は定期的に利用している方が多く、ほぼ前年度と同じ利用がありました。

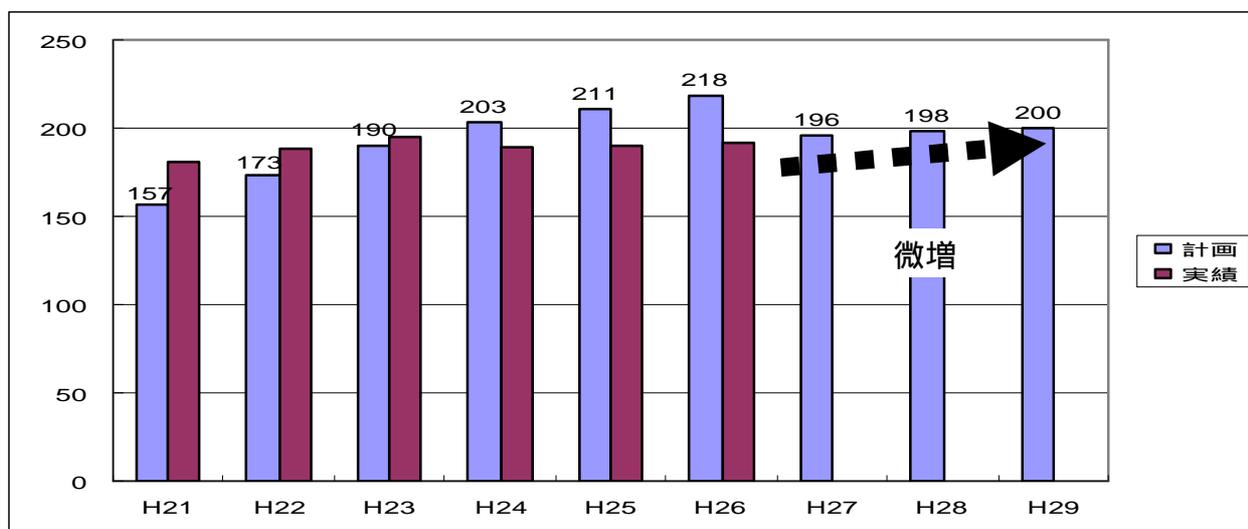
< 第3期計画まとめ >

派遣回数はほぼ一定でした。利用目的は医療受診の際の意思疎通支援が70%、子どもの教育に係る意思疎通支援が15%でした。

< 第4期計画 >

定期的に利用している方が多いことから、第3期計画時の実績値に加え、新規利用者がいることを想定し、毎年微増と計画しました。

項目		第2期(実績)			第3期(実績) (H26は推計)			第4期(計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
手話通訳等の派遣 利用件数(件)	計画	157	173	190	203	211	218	196	198	200
	実績	181	188	195	189	190	192			
区役所に配置する 手話通訳者数(人)	計画	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2	2	2	2			



5 . 日常生活用具給付事業

1) 介護・訓練支援用具（特殊寝台・特殊マット等）

介護・訓練支援用具とは、日常生活用具のうち、特殊寝台、特殊マット、移動用リフトなど、介護・訓練に関わる品目を給付する事業です。

< 25 年度実績 >

24 年度に比べ、2 件増でした。

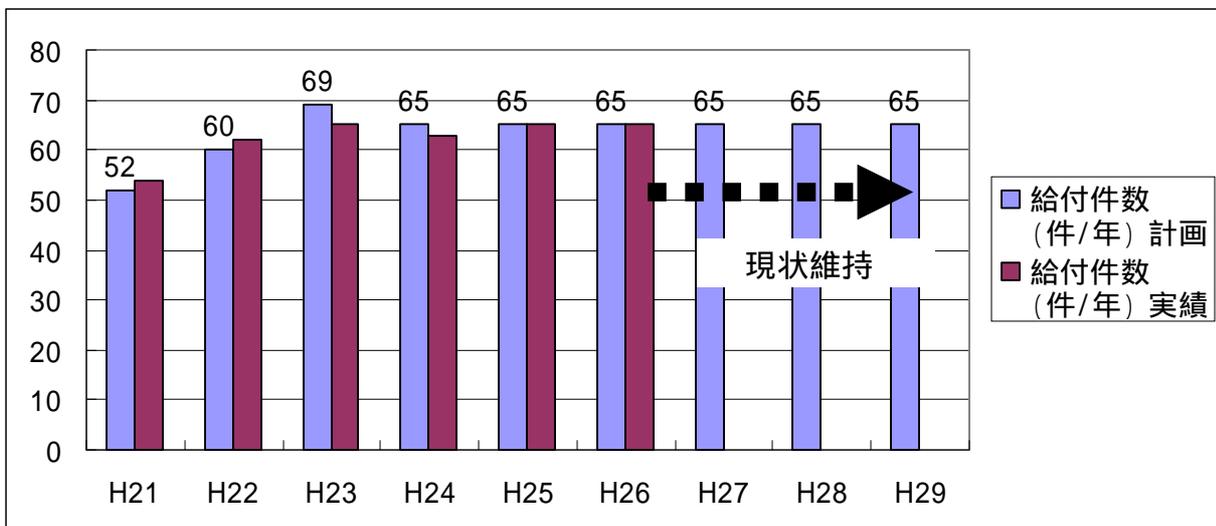
< 第 3 期計画まとめ >

身体障害者手帳の所持者は増加しているものの、年齢構成は高齢者の増加が目立ちます。65 歳以上の介護・訓練用具は、介護保険で貸与されるため、給付件数は、ほぼ横ばいで推移しています。

< 第 4 期計画 >

今後も第 3 期計画と同様な傾向が続くと見られるため、第 3 期計画と同値で計画しました。

項目		第 2 期 (実績)			第 3 期 (実績) (H26 は推計)			第 4 期 (計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
給付件数 (件/年)	計画	52	60	69	65	65	65	65	65	65
	実績	54	62	65	63	65	65			



2) 自立生活支援用具 (入浴補助用具 屋内信号装置等)

自立生活支援用具は、日常生活用具のうち、入浴補助用具(シャワーチェア 浴槽台 すごのこ等)、歩行支援用具(スロープ 手すり)など、自立生活支援に関わる品目を給付する事業です。

< 25 年度実績 >

24 年度に比べ、微増でした。理由は、下記第 3 期計画まとめのとおりです。

< 第 3 期計画まとめ >

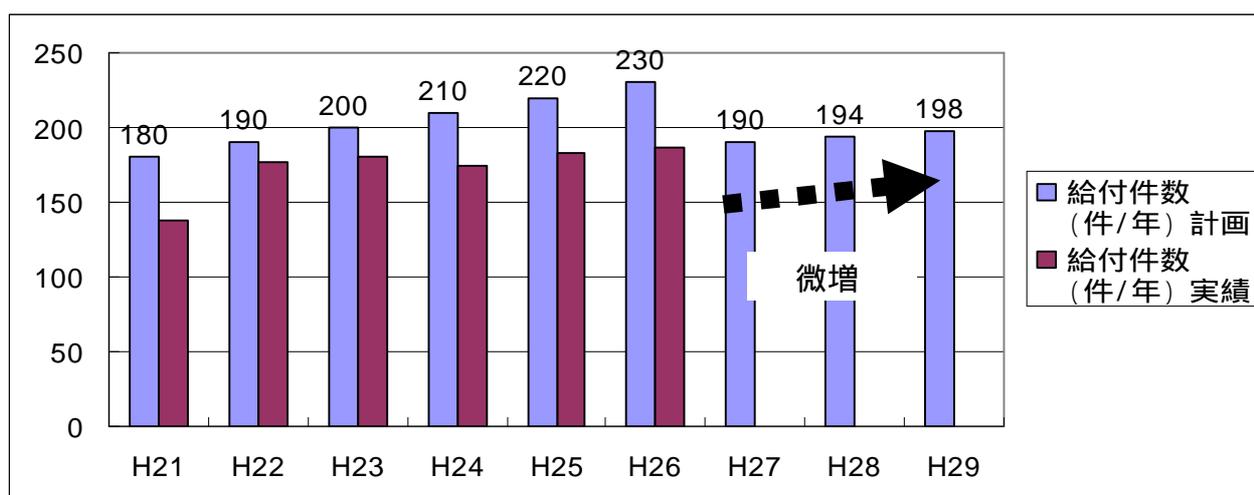
高齢者の身体障害者手帳の所持者が増加しています。

65 歳以上の自立支援用具は、介護保険での給付・貸与が原則となるため、給付件数は毎年同じ傾向の微増で推移しています。

< 第 4 期計画 >

給付内容が多岐にわたり、毎年件数も 10 件弱増えているため、第 3 期計画の実績値から、毎年 2 % 増を計画しました。

項目	第 2 期 (実績)			第 3 期 (実績) (H26 は推計)			第 4 期 (計画)			
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
給付件数 (件/年)	計画	210	220	230	190	200	210	190	194	198
	実績	138	177	180	175	183	187			



3) 在宅療養等支援用具(電気式たん吸引器 盲人用体温計等)

在宅療養等支援用具は、日常生活用具のうち、電気式たん吸引機、ネブライザーなど、在宅での医療的支援に関わる品目を給付する事業です。

< 25 年度実績 >

24 年度に比べ約 20%、給付件数が増えました。

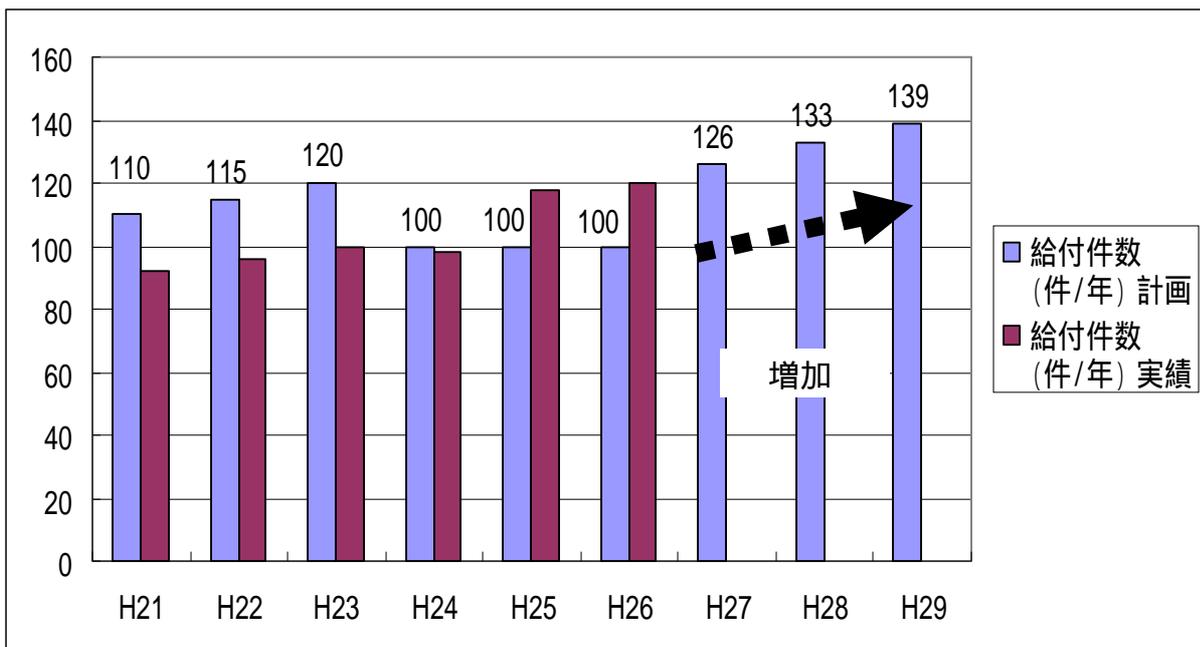
< 第 3 期計画まとめ >

医療行為が必要な在宅の重度身体障がい者（児）の増加とともに、給付件数が増えています。通所施設や学校で利用する支援用具を給付する場合があります。

< 第 4 期計画 >

医療的支援を必要とする在宅の身体障がい者に給付する用具ですが、加齢と共に重症化する場合もあり引き続き給付件数が増加する計画としました。

項目		第 2 期 (実績)			第 3 期 (実績) (H26 は推計)			第 4 期 (計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
給付件数 (件/年)	計画	110	115	120	100	100	100	126	133	139
	実績	92	96	100	98	118	120			



4) 情報・意思疎通支援用具（ファックス 人工喉頭等）

情報・意思疎通支援用具は、日常生活用具のうち、ファックス、ポータブルレコーダー、点字ディスプレイ、人工喉頭など、障がい者の情報収集、情報伝達、意思疎通等の支援に関わる品目を給付する事業です。

< 25 年度実績 >

この用具は、介護保険の給付対象品目にはなっておらず、障がい福祉サービス特有のものであります。そのため、24 年度に比べ、約 20% の増となりました。

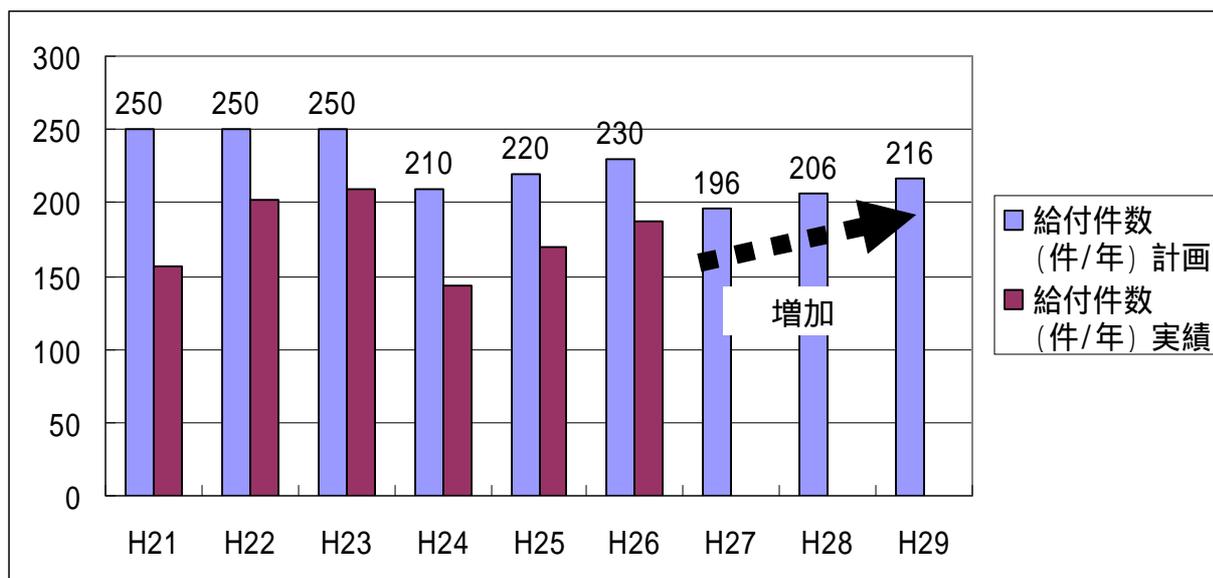
< 第 3 期計画まとめ >

情報の受発信や意思疎通支援は、日常生活を送る上で欠かせないものです。視覚障がい者や聴覚障がい者の増加とともに、毎年給付件数が伸びています。

< 第 4 期計画 >

障がいによる情報伝達等の不足を補う機器であり、第 3 期計画の実績値を基に、引き続き給付件数が増加する計画としました。

項目		第 2 期 (実績)			第 3 期 (実績) (H26 は推計)			第 4 期 (計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
給付件数 (件/年)	計画	250	250	250	210	220	230	196	206	216
	実績	157	202		144	170	187			



5) 排泄管理支援用具(ストーマ装具 等)

排泄管理支援用具は、日常生活用具のうち、消化器系ストーマ装具、尿路系ストーマ装具、紙おむつなど、排泄管理支援に関わる品目を給付する事業です。

< 25 年度実績 >

疾病等により、排泄管理支援用具を使用する障がい者が増えており、24 年度に比べ、3 % の増となりました。

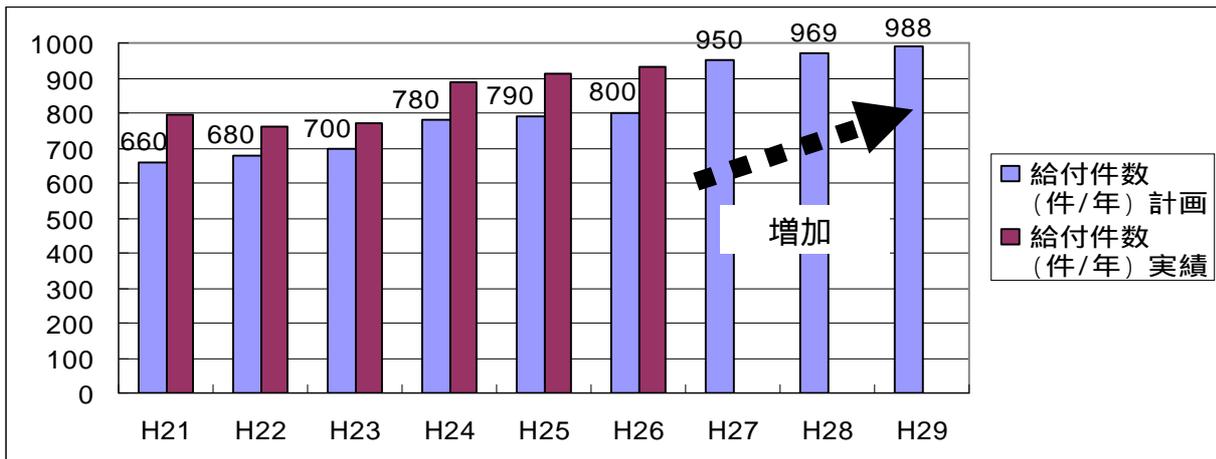
< 第 3 期計画まとめ >

疾病等により、特に消化器系ストーマ装具及び尿路系ストーマ装具が必要な障がい者が増えており、給付件数は、毎年 2 ~ 3 % 増加しています。常に実績が計画を上回りました。

< 第 4 期計画 >

医学的統計からも、引き続き利用者が増えていくと考えられます。それに伴い、第 3 期計画の実績値を基に、給付件数が増加する計画としました。

項目		第 2 期 (実績)			第 3 期 (実績) (H26 は推計)			第 4 期 (計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
給付件数 (件/年)	計画	660	680	700	780	790	800	950	969	988
	実績	793	761	770	890	913	931			



6 . 住宅改修

住宅改修は、在宅の重度身体障がい者に対して、居住する自宅家屋の段差の解消、手すりの設置等、住宅設備の改善に要する費用を助成し、日常生活の利便を図る事業です。

< 25 年度実績 >

24 年度に比べ、23 件増と、給付件数が伸びました。改修費用については、年により差があり、増減の明確な理由は不明です。

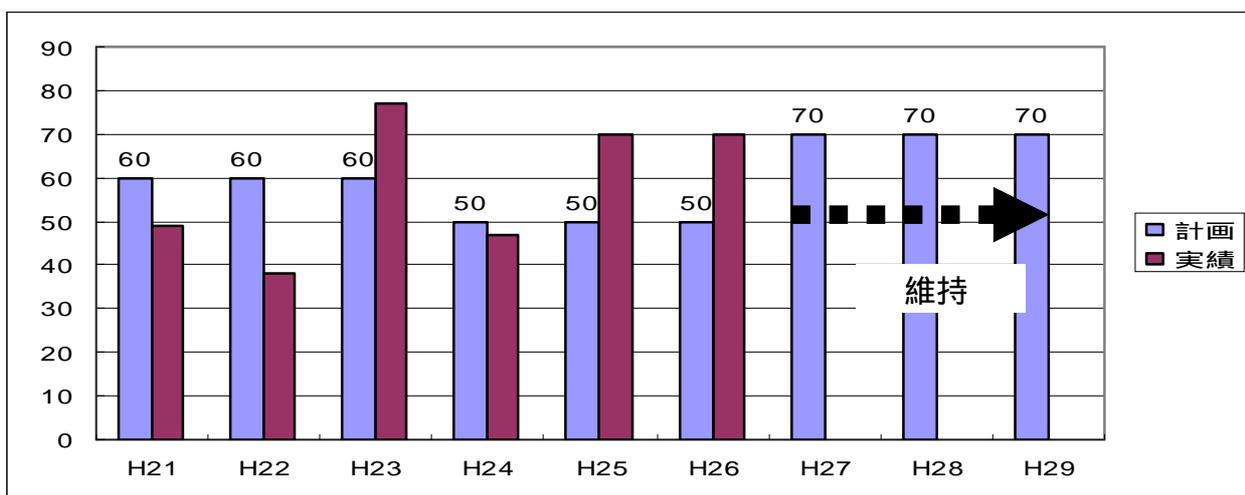
< 第 3 期計画まとめ >

給付件数は、毎年 40 件から 70 件の間を推移しています。

< 第 4 期計画 >

第 3 期計画実績値を基に、同様の傾向が続くと考え、前年度と同数の計画としました。

項目		第 2 期(実績)			第 3 期(実績) (H26 は推計)			第 4 期(計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
給付件数 (件/年)	計画	60	60	60	50	50	50	70	70	70
	実績	49	38	45	47	70	70			



7. 移動支援事業（ガイドヘルパーの派遣）

移動支援事業は、障がい者の外出を支援するガイドヘルパー派遣サービスです。

23年10月に、視覚障がい者のためのガイドヘルプサービスが、介護給付の「同行援護」事業に移行したため、大幅な利用時間数の減となりました。

< 25年度実績 >

障がい者の社会参加の機会が増えたことにより、決定者数は計画値を大きく上回り、24年度に比べ、11%の増となっています。

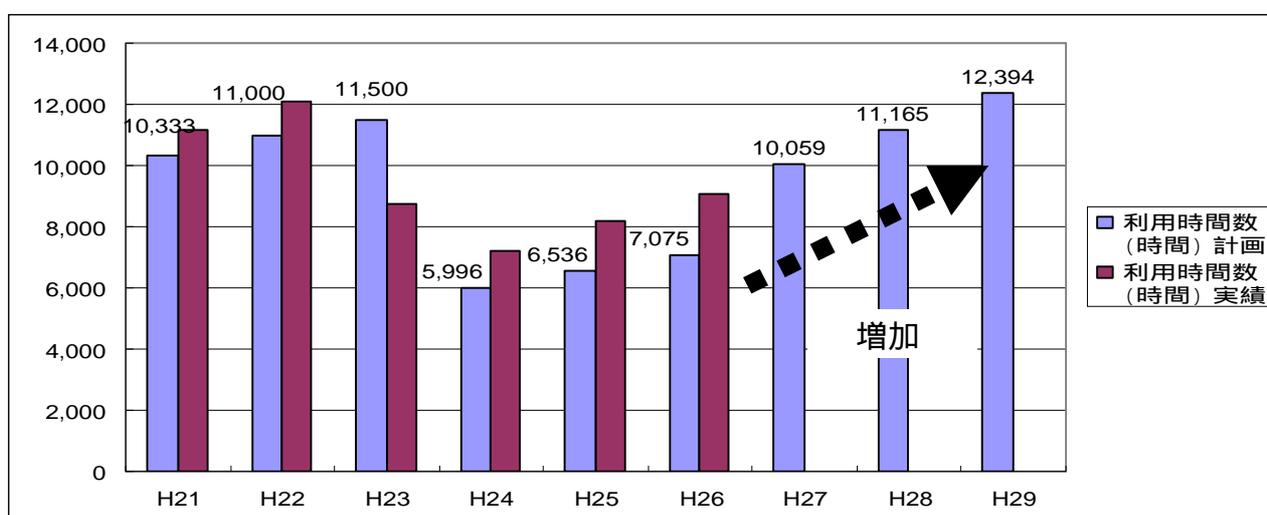
< 第3期計画まとめ >

こちらも、上記の理由から毎年決定者数は10%以上伸びています。

< 第4期計画 >

障がい者の社会参加の機会は、年を追う毎に増え、本事業の決定者数及び利用時間数の増加も、同じペースで進んでいくと思われます。そこで、第3期計画の実績値を基に、決定者数及び利用時間数を、前年度比10%程度増の計画としました。

項目		第2期(実績)			第3期(実績) (H26は推計)			第4期(計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用時間数 (時間)	計画	10,333	11,000	11,500	5,996	6,536	7,075	10,059	11,165	12,394
	実績	11,142	12,108	8,725	7,213	8,164	9,062			
決定者数 (人)	計画	1,077	1,130	1,187	1,169	1,225	1,281	1,652	1,817	1,999
	実績	1,255	1,434	1,274	1,364	1,456	1,502			



8 . 通所バス運行事業

通所バス運行事業は、公共交通機関の利用が困難な重度心身障がい者(児)を対象に、居住地から通所施設間の移動手段としてバスを運行する事業です。

< 25 年度実績 >

特別支援学校を卒業した重度障がい者が、通所施設を利用することにより、通所バス利用者も増加しました。

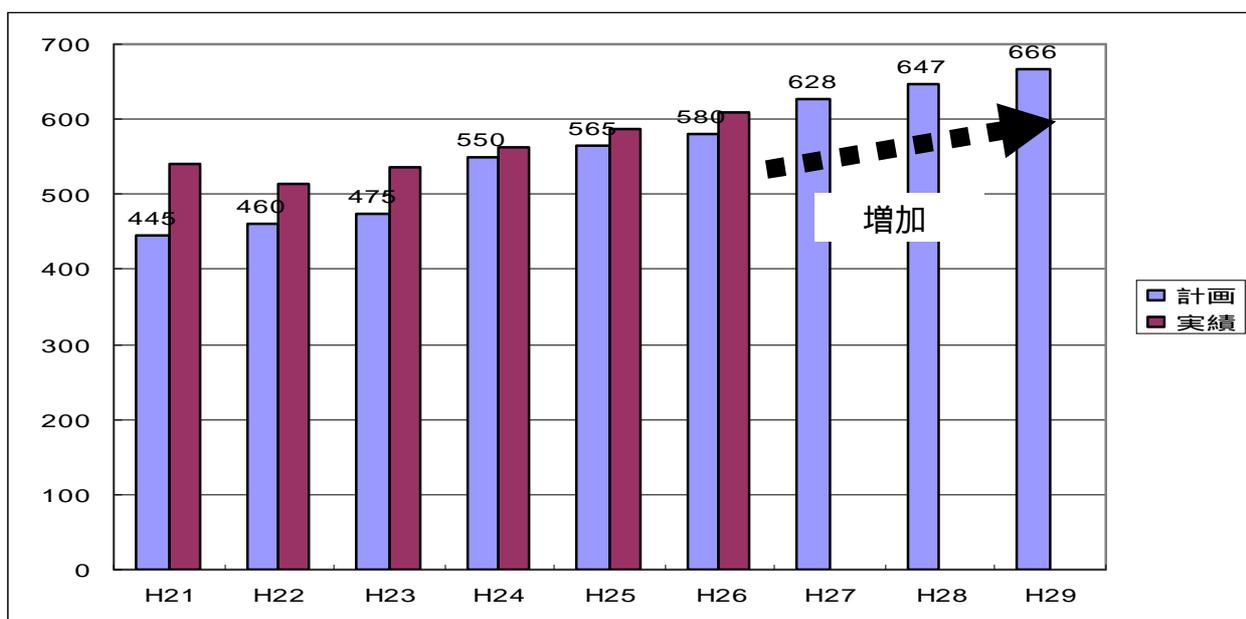
< 第 3 期計画まとめ >

毎年、特別支援学校を卒業した重度障がい者が、生活介護施設に通所することにより、通所バスを利用する障がい者も増加しています。

< 第 4 期計画 >

今後も特別支援学校卒業生のうち、毎年一定の割合で対象施設に通所を希望する方がいます。そのため、バス利用者も毎年 3 % 程度増加する計画としました。

項目		第 2 期 (実績)			第 3 期 (実績) (H26 は推計)			第 4 期 (計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	計画	445	460	475	550	565	580	628	647	666
	実績	540	514	535	563	586	609			



9 . 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、施設において創作的活動または生産活動の機会を提供し、地域との交流等を行う事業です。

< 25 年度実績 >

毎年、自立訓練事業（機能訓練・生活訓練）利用後の受け皿として、また、生活介護事業や就労移行支援事業の利用になじまない特別支援学校卒業生等が一定程度利用を開始するため、24 年度に比べ、微増となりました。

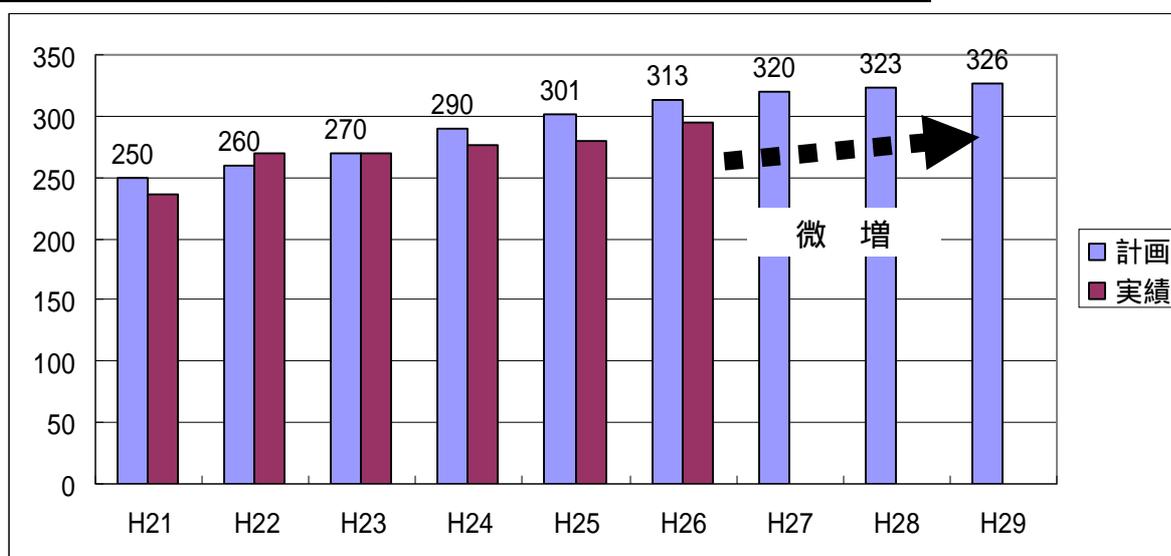
< 第 3 期計画まとめ >

毎年、上記の理由のとおり、微増が続いています。

< 第 4 期計画 >

第 4 期では、事業所の増加は予定されていないため、第 3 期計画の実績値を基に、現在ある事業所を利用する障がい者の増加を見込みました。

項目	第 2 期 (実績)			第 3 期 (実績) (H26 は推計)			第 4 期 (計画)			
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
決定者数 (人)	計画	250	260	270	290	301	313	320	323	326
	実績	236	270	270	276	280	295			
事業所数 (か所)	計画	7	7	8	8	8	8	8	8	8
	実績	8	7	7	7	7	8			



10 . 福祉ホーム事業

福祉ホーム事業は、住宅に困窮する重度身体障がい者の地域生活を支える、共同住宅的通過型の施設です。ここでの生活訓練を経て、グループホームや独居生活に移行します。

現在は、区立大谷田福祉ホームの1か所です。

< 25年度実績 >

定数が決まっているため、変動はありません。

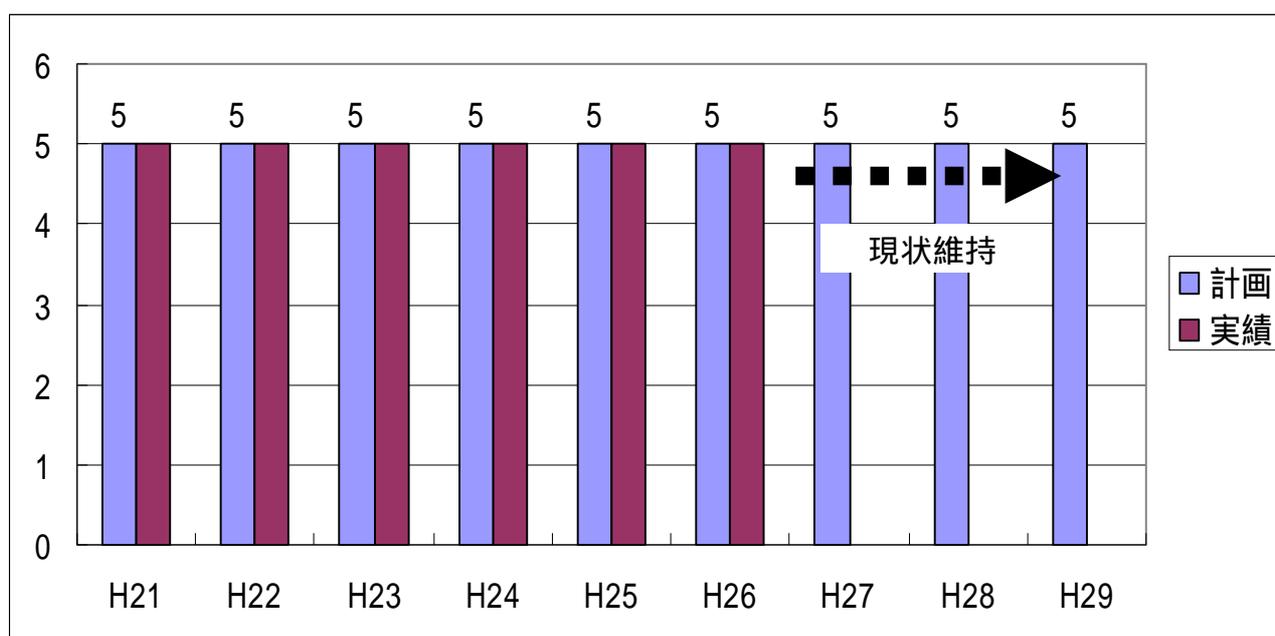
< 第3期計画まとめ >

常に定員いっぱいの利用がありました。

< 第4期計画 >

当面、大谷田福祉ホームのみでの事業実施予定のため、現状維持を見込みました。

項目		第2期(実績)			第3期(実績) (H26は推計)			第4期(計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数 (人)	計画	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	実績	5	5	5	5	5	5			
事業所数 (カ所)	計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1	1			



11. 巡回入浴事業

巡回入浴事業は、入浴が困難な在宅の重度身体障がい者に対して自宅に訪問し、入浴サービスを提供する事業です。

< 25 年度実績 >

月3回の利用回数や入浴を行うためのスペースの確保の問題から、利用者の増加は無く、例年どおりの利用者数でした。

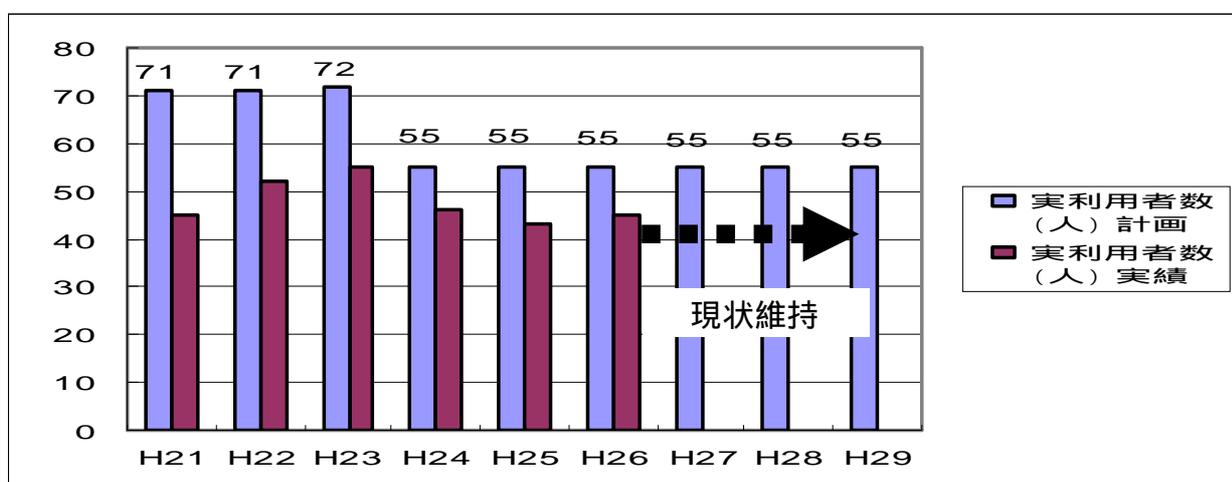
< 第3期計画まとめ >

利用回数等の問題から、大きな変化はありませんでした。

< 第4期計画 >

障がい者が在宅で入浴サービスを受ける場合、まず、身体介護ヘルパーの利用が考えられます。その場合、ヘルパーが一人で（特別な場合は、ヘルパー二人で）介助しながら入浴します。このサービスは原則として、週3回利用することができます。ヘルパーの介助で入浴が難しい場合に巡回入浴事業を利用しますが、月3回の利用回数制限があり、その他はヘルパー等による清拭を受けることとなります。このため、今後も本サービスは、利用回数の問題等から限られた方の利用が続くと考え、第3期計画の実績値を基に、前年度と同様の計画としました。

項目		第2期(実績)			第3期(実績) (H26は推計)			第4期(計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	計画	71	71	72	55	55	55	55	55	55
	実績	45	52	55	46	43	45			



12. 日中保護

日中保護は、日中に監護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者を施設で保護し、家族の就労支援及び家族の支援を図る日帰りのショートステイ事業です。

< 25 年度実績 >

事業所の増加がなかったため、ほぼ前年に近い利用者数となりました。

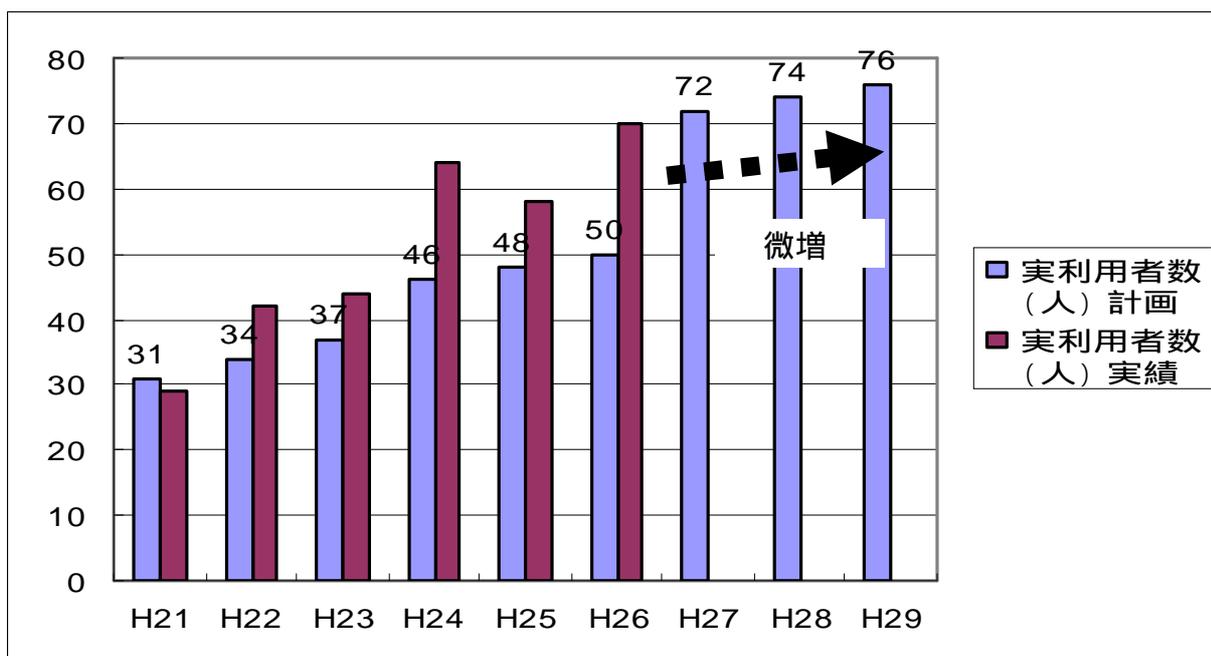
< 第 3 期計画まとめ >

26 年 10 月に新規事業所が開設したため、26 年度は利用者が増えると推計しました。

< 第 4 期計画 >

第 3 期計画では、常に実績値が計画値を上回っていたため、27 年度は計画値を引き上げた上で、28 年度以降は微増を予測しました。

項目		第 2 期 (実績)			第 3 期 (実績) (H26 は推計)			第 4 期 (計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	計画	31	34	37	46	48	50	72	74	76
	実績	29	42	44	64	58	70			



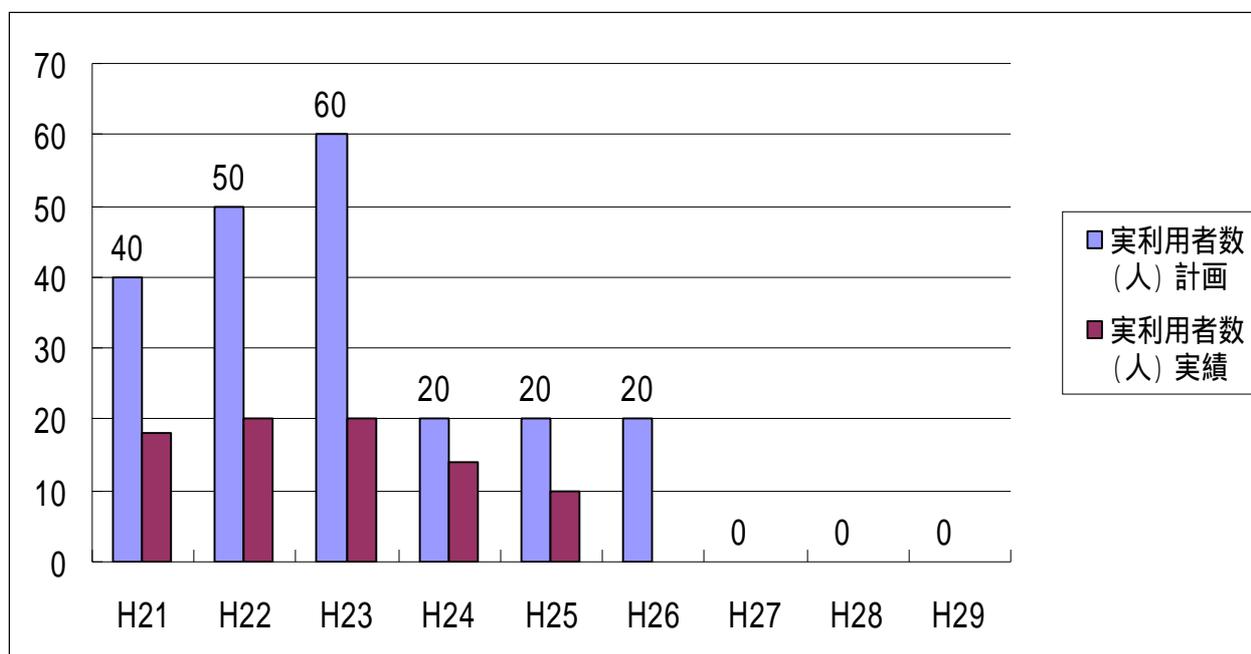
13. タイムケア

タイムケアは、特別支援学校等に通学する小学生から高校生までの障がい児を対象に、放課後や長期休暇中、日常的な訓練を行うために実施する事業です。家族の就労支援及び家族の一時的な休息を図ることも目的としています。

20年度から1か所の事業所で実施し、利用児も少しずつ増えていきましたが、その事業所は、25年度末に「放課後等デイサービス事業」に移行したため、現在、本事業を実施している事業所はありません。

放課後等デイサービス事業が充実してきたことから、今後も事業所の開設は無いと思われます。

項目		第2期(実績)			第3期(実績) (H26は推計)			第4期(計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	計画	40	50	60	20	20	20	0	0	0
	実績	18	20	20	14	10	0			



14 . 更生訓練費

更生訓練費は、障害者自立支援法以前の、旧法施設（授産所等）からの制度です。新体系移行後は就労移行支援事業または自立訓練事業を利用する方のうち、自己負担の生じない方（生活保護世帯またはそれに準ずる世帯）に訓練のための経費と通所のための経費を支給し、社会復帰促進を図る事業です。

利用できる本人所得の限度額が変更になり、給付者数は減少しています。

< 25 年度実績 >

対象者の減少から、例年通り僅かに減少しました。

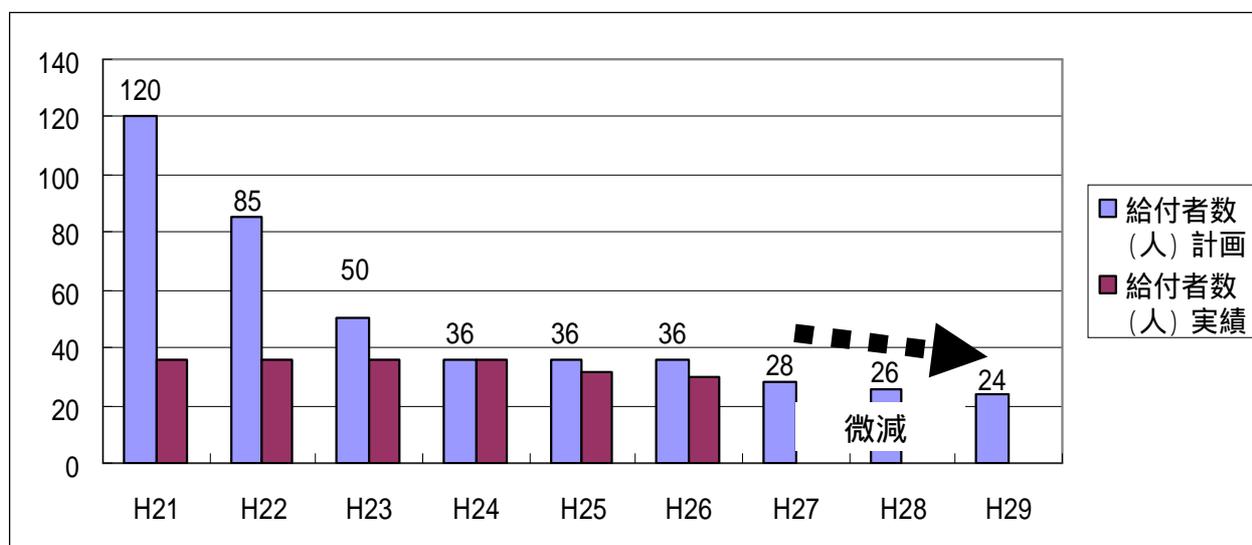
< 第 3 期計画まとめ >

給付対象となる所得限度額が変更になってから、緩やかに給付者は減少しています。

< 第 4 期計画 >

給付要件に変更が無いため、第 3 期計画の実績値を基に、今後も給付者が減る傾向が続く計画としました。

項目		第 2 期 (実績)			第 3 期 (実績) (H26 は推計)			第 4 期 (計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
給付者数 (人)	計画	120	85	50	36	36	36	28	26	24
	実績	36	36	36	36	32	30			



15 . 就職支度金

就労移行支援事業または就労継続支援事業による訓練を終了し、就職等により自立することになった際に就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。

< 25 年度実績 >

24 年度は、25 年 4 月の法定雇用率の改定を見越した利用者増がありましたが、25 年度は、平年並みに戻りました。

< 第 3 期計画まとめ >

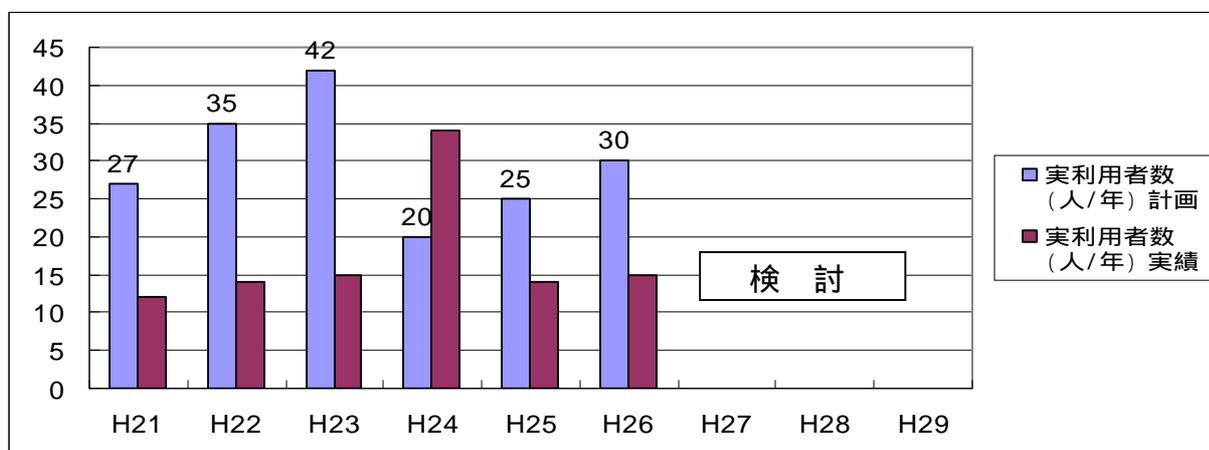
24 年度を除き、ほぼ同じ支給人数です。

< 第 4 期計画 >

障がい者が、「就職が決まった後に背広等を買う」ための事業ですが、就労移行支援事業や就労継続支援 A 型・B 型事業等の新たな就労形態が生まれ、必ずしも背広の準備をする必要がなくなってきました。そのため現在の就職支度金は、就職祝い金の意味合いが濃くなり、離職を繰り返した障がい者が繰り返し給付を受ける事例も見受けられます。

そのため、就職支度金のあり方については、今後検討が必要と考えます。

項目		第 2 期(実績)			第 3 期(実績) (H26 は推計)			第 4 期(計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人/年)	計画	27	35	42	20	25	30			
	実績	12	14	15	34	14	15			



16 . 自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

1) 自動車運転免許取得費助成事業

障がいのある方の、自動車運転免許取得時に要する教習費用の一部を助成し、自立活動及び社会参加の促進を図る事業です。

< 25 年度実績 >

自動車の運転が可能な自動車免許未取得の障がい者を対象に助成する制度であり、対象者が限定されるため、ほぼ前年度並みの利用者数でした。

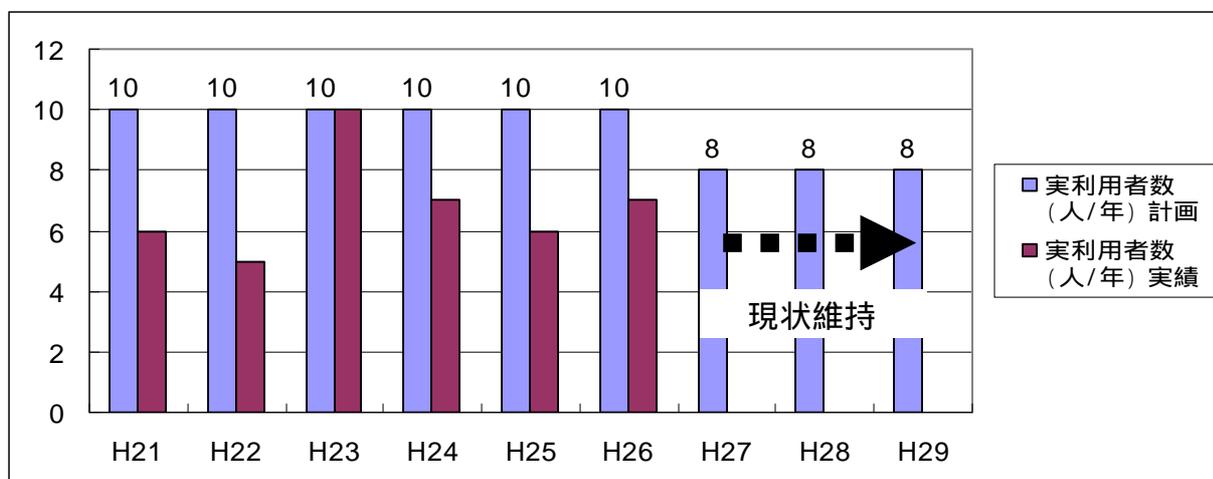
< 第 3 期計画まとめ >

利用者数はほぼ同じ傾向で推移しています。対象者が限られるため、利用者数の変動は少ないものと思われます。

< 第 4 期計画 >

今後も、今までと同様の需要が見込まれます。第 3 期計画の実績値を基に、計画値を立てました。なお、自動車免許の取得が困難な障がい者のために、「福祉タクシー券の交付」「自動車燃料費の助成」等があります。

項目	第 2 期 (実績)			第 3 期 (実績) (H26 は推計)			第 4 期 (計画)			
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
実利用者数 (人/年)	計画	10	10	10	10	10	10	8	8	8
	実績	6	5	10	7	6	7			



2) 自動車改造費助成事業

自動車改造費助成事業は、身体に障がいのある方が運転する自動車の改造（ハンドルノブの装着、手動運転装置の設置等）の費用を助成する事業です。

< 25 年度実績 >

自動車運転免許を所有し、自家用車を改造することで運転可能となる方に助成する制度であり、対象者が限られるため、ほぼ、前年度並みの利用者数でした。

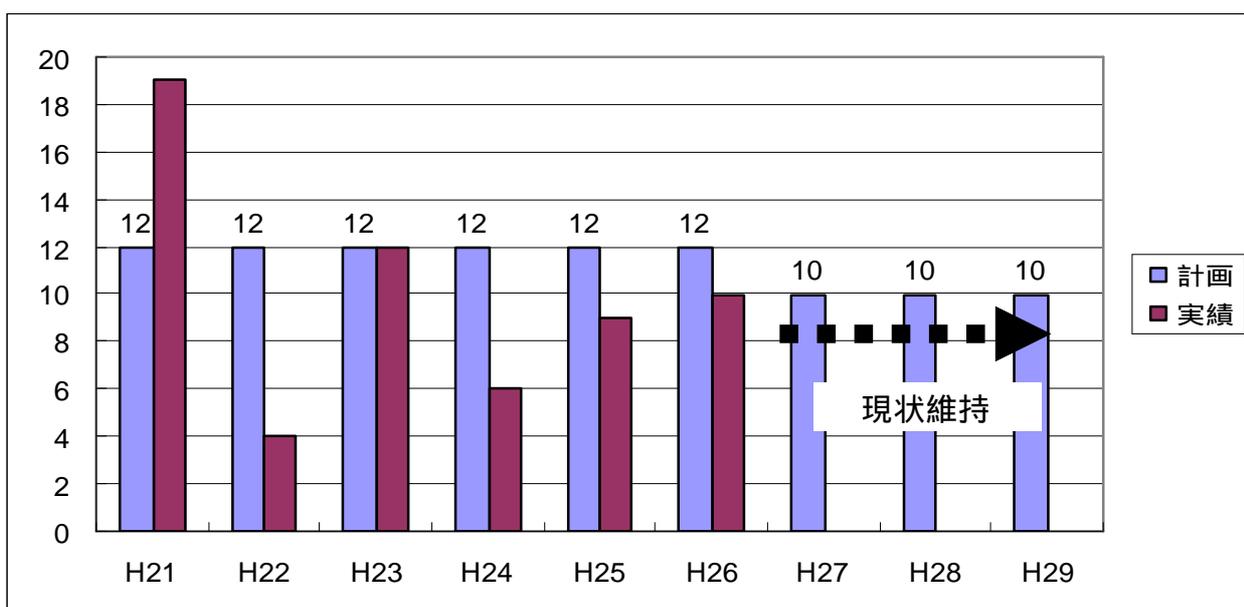
< 第 3 期計画まとめ >

利用者数は 6 人から 10 人の間で推移しています。

< 第 4 期計画 >

身体に障がいのある方が自動車を運転する際に欠かせない自動車改造ですが、障がい種別や程度によって利用の可否が決まってきます。自動車の買い替えの度に利用する方も多く、第 3 期計画の実績値を基に、前年度程度の実績が続く計画としました。

項目		第 2 期 (実績)			第 3 期 (実績) (H26 は推計)			第 4 期 (計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人/年)	計画	12	12	12	12	12	12	10	10	10
	実績	19	4	12	6	9	10			



17. 職親委託

職親委託とは、知的障がい者に対し、一定期間職場で自立更生を図るための生活指導や技能取得訓練等を行うことによって、就職に必要な基礎を身につけるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がい者の福祉の向上を図る事業です。区が委託した障がい者は職親宅に同居若しくは通勤して、指導訓練を受けます。

就労移行支援事業や就労継続支援A型・B型事業等が整備されたことにより、旧制度時に委託した2名以外、新しい利用者はいません。

< 25年度実績 >

24年度と同じ数字です。

< 第3期計画まとめ >

この制度は、職親宅で住み込み等をしてしながら職親から指導訓練を受ける制度です。

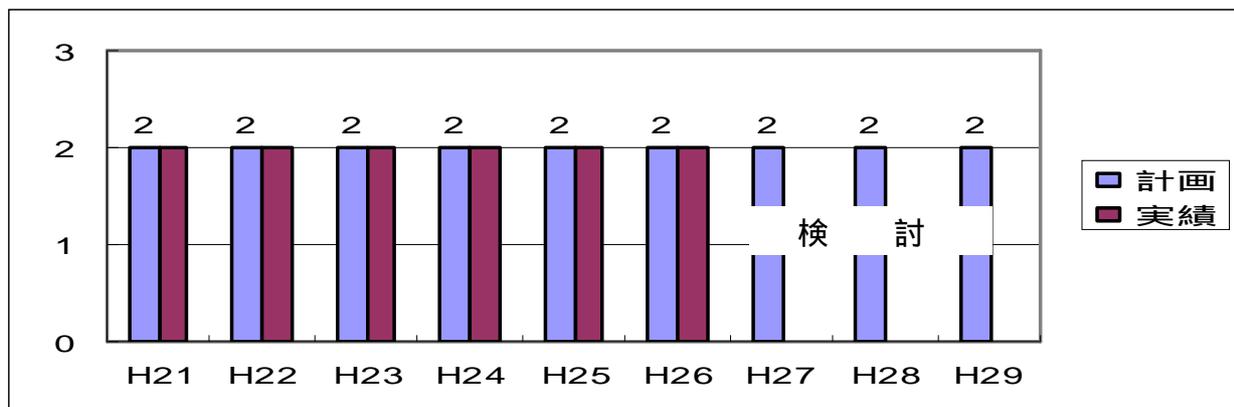
就労移行支援事業や就労継続支援A型・B型事業、そして障がい者の一般就労の機会の拡大等、就職に必要な基礎知識の取得や雇用の機会の促進が飛躍的に充実した今、利用者は第2期計画の始まりから、全く変動がありません。

< 第4期計画 >

現在この制度を利用している利用者も、高齢化等により仕事の継続が困難になりつつあります。また、就労支援制度が充実したため、18年度以降は、新規利用者がいません。

そのため今後、本制度のあり方について検討していきます。

項目		第2期(実績)			第3期(実績) (H26は推計)			第4期(計画)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人/年)	計画	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2	2	2	2			



< その他 >

1 . 手話通訳者養成研修事業

手話通訳者養成研修事業は、手話技術の指導を行い、手話通訳者を養成する事業です。現在、足立区社会福祉協議会が運営する総合ボランティアセンターで実施しています。新たに「手話通訳者」として登録する人数に関する計画です。

< 25 年度実績 >

手話通訳者として登録するためには、4年の養成研修を受講した後、手話通訳者全国统一試験に合格する必要があります。25年度は新規の登録者数は減少しました。統一試験の合格者は毎年変動します。

< 第3期計画まとめ >

毎年概ね一定の人数で推移しています。

< 第4期計画 >

通訳者として登録するためには、入門クラス、初級クラス、中級クラス、上級クラスと、順を追って講習を受ける必要があります。その後、全国统一試験に合格して、初めて手話通訳者の登録ができます。この過程の変更はないことから、第3期計画の実績値を基に、同様の傾向が続く計画としました。

項目	第2期(実績)			第3期(実績) (H26は推計)			第4期(計画)		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
新規登録者数 (人)	計画 5	5	5	5	5	5	5	5	5
	実績 4	0	5	6	2	5			

